

# 柳川市地域防災計画

## － 資料編 －

## 資料編目次

項番	資料名
【市の現況資料】	
1	災害、危険箇所等
1-1	柳川地方の風水害
1-2	柳川地方の地震災害
1-3	重要水防箇所（河川）一覧表
1-5	重要水防箇所（海岸）一覧表
1-6	危険物施設集計表
2	設備、施設等
2-1	雨量観測所一覧表
2-2	水位観測所一覧表
2-3	市防災行政無線一覧表
2-4	水門施設一覧表
2-5	樋門施設一覧表
2-6	水防倉庫集計表
2-7	給水車及び給水タンク保有状況一覧表
2-8	給水基地一覧表
2-9	広域避難地一覧表
2-10	避難所一覧表
2-11	緊急避難場所一覧表
2-12	福祉施設一覧表
2-13	救急業務実施体制等の状況
2-14	医療機関一覧表
2-15	歯科医院一覧表
2-16	災害時における臨時ヘリポート一覧表
2-17	市有車両一覧表
2-18	漁港一覧表
2-19	一般ガス事業者一覧表
2-21	近隣火葬場一覧表
2-22	ゴミ焼却施設一覧表
2-23	し尿処理施設一覧表
3	活動体制等
3-1	災害時の連絡先
3-2	柳川市消防団区域表

【例規、基準、応援協定等】	
4 市の例規等	
4-1	柳川市防災会議条例
4-2	柳川市防災会議委員名簿
4-3	柳川市防災会議運営規程
4-4	柳川市災害対策本部条例
4-5	柳川市緊急通報システム事業実施要綱
4-6	柳川市災害弔慰金の支給等に関する条例
4-7	柳川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
4-9	柳川市防災コミュニティ無線個別受信機設置補助金交付要綱
4-10	柳川市災害援護資金利子補給補助金交付要綱
4-11	柳川市り災証明書等交付要綱
5 国、県の例規、基準等	
5-1	注意報及び警報の種類並びに発表の基準
5-2	気象庁震度階級関連解説表
5-3	火災・災害等即報要領
6 応援協定等	
6-1	応援協定等一覧表

## 1-1 柳川地方の風水害

令和5年4月現在

西暦	発生年月日	災害の種類	被害状況
1643	寛永20年8月	暴風雨	暴風雨あり、海岸破損、潮入甚だしく溺者多数。
1650	慶安3年8月16日	暴風雨	暴風海嘯(しょう)来襲、領内田地損5万石、浸水家屋3,300軒、溺死者170余人。
1702	元禄15年5月	大雨	洪水にて流家48戸、溺者2人。
1702	元禄15年6月	大雨	洪水にて流家117軒、溺者1人。
1706	宝永3年6月25日	大風雨	大風雨、潰家151戸。
1708	宝永5年5月	大雨	大雨洪水、潰家28戸、死者1人。
1713	正徳3年7月13日	大風雨	大暴風雨、海嘯により堤防破壊63箇所、浸水家屋5,173戸、溺死者349人、馬228頭、柳川城前5尺潮侵入。
1715	正徳5年8月17日	大風雨	大風雨、浸水家屋593戸、溺死者4人。
1717	享保2年8月21日	大風雨	大風雨、領内潰家49戸、作毛の被害多数。
1718	享保3年8月17日	大風雨	大風雨、損害多数、流家28戸。
1719	享保4年7月	大風雨	大風雨洪水、流家9戸、浸水2,300戸、死者1人。
1765	明和2年6月・7月	大風雨	大風雨洪水、潰家1,374戸、内侍屋敷25戸。
1783	天明3年7月23日	大雨	大風、潰家1,107戸、死者4人。
1792 5.21	寛政4年4月1日	津波	雲仙普賢岳の前山(眉山)崩壊し、海嘯起り、領内被害多大、津波は最高10mに達した。犠牲者15,000(肥後で500人の溺死者)普賢岳は寛文3年(1633年)にも噴火している。「島原大変 肥後迷惑」と言い伝えられた。
1828	文政11年8月・9月	大風雨	大風雨、倒家、流出破損家屋2,000戸、溺死者268名、馬63頭、特に大野島は惨状を極む。
1843	天保14年9月3日	大風雨	大風雨、堤防破壊多数、倒家325軒、流出家屋269軒、溺死者7人、行方不明2人、馬63頭。
1875	明治7年8月19日	大風	大風により海嘯起こり家屋、田畑損害多大。
1915	大正4年6月	旋風	筑後一帯旋風により小保より山門郡北部を通過する。
1921	大正10年6月17日	大雨	筑後川、矢部川、大洪水、被害多大、300年来の大洪水。
1928	昭和3年6月	大雨	大洪水、山門郡大和村惨状多大。6月26日夜来より大水害を破り一面泥海と化す。
1946	昭和21年7月	大雨	
1953	昭和28年6月25日～ 7月2日	大雨	(昭代村分被害)死者2人、負傷者600人、全壊7戸、半壊27戸、床上浸水1,505戸、床下浸水161戸、橋梁損失15箇所、道路損壊30箇所、堤防決壊2箇所、田の冠水740ha、総雨量は900mmを超える。 (全体被害)死者26人、行方不明26人、負傷者289人、家屋全半壊962戸、床上浸水15,896戸、床下浸水10,138戸、被害額39.7億円。
1962	昭和37年7月1～8日	大雨	日向神ダムで973mmの雨量。
1970	昭和45年8月14～15日	台風9号	負傷者4人、全壊1戸、半壊10戸、一部損壊7,600戸、被害見積金額586,000千円。 ・最大瞬間風速37m/s、気圧968mb(15日0時45分) ・災害対策本部設置(14日20時～15日17時)
1971	昭和46年7月4～5日	台風19号	被害見積金額283,744千円 ・矢留小学校北側、海苔乾燥小屋が倒壊 ・最大瞬間風速37m/s、気圧963mb(5日正午頃) ・災害対策本部設置(4日16時～5日16時50分)
1971	昭和46年8月28～29日	台風23号	沖端川右岸、浜武漁協組合より下流300m地点、約20mに亀裂がみつき、土のう積み(300俵)を行う。 ・災害対策本部設置(29日13時～23時30分)
1972	昭和47年6月22～23日	大雨	総雨量135mm。
1973	昭和47年7月3～13日	大雨	床上浸水40戸、床下浸水1,024戸、橋の破損2箇所、田畑の冠水1,444ha、道路被害19箇所、河川被害21箇所、被害見積金額892,000千円。
1973	昭和48年6月26～27日	大雨	総雨量152mm。
1973	昭和48年7月30～31日	大雨	床下浸水7戸、総雨量91mm。 (最大時間雨量66mm 31日 2時～3時)
1974	昭和49年7月6～7日	台風8号	沖端地区で床下浸水。 ・最大瞬間風速28m/s
1976	昭和51年9月12～13日	台風17号	一部破損3,300戸、被害総額1,452,235千円。 ・最大瞬間風速32m/s、最低気圧975hPa、総雨量65mm。

西暦	発生年月日	災害の種類	被害状況
			・災害対策本部設置（12日20時～13日10時）
1979	昭和54年6月26～30日	大雨	床上浸水4戸、床下浸水235戸、田畑の冠水646ha、道路被害86箇所、橋梁被害3箇所、公共施設被害見積金額392,601千円。 ・総雨量391mm。 ・災害対策本部設置（6月27日12時～7月6日17時）
1980	昭和55年7月1～2日	大雨	床上浸水1戸、床下浸水14戸、道路冠水3箇所、田の冠水524ha、畑の冠水86ha、被害見積金額223,500千円。 ・総雨量195mm、日向神ダムで563mm。
1980	昭和55年7月5～14日	大雨	床上浸水1戸、床下浸水33戸、田の冠水182ha、道路被害1箇所、被害見積金額225,729千円。 ・災害対策本部設置（7月9日8時～16時）
1980	昭和55年8月28～31日	大雨	床上浸水6戸、床下浸水337戸、道路被害4箇所、田の冠水145ha、文教施設の被害1箇所、被害見積金額345,018千円。
1981	昭和56年6月29日	竜巻 15時40分頃	負傷者25人（児童含む）、一部破損110戸、矢留小学校体育館倒壊、被害見積金額31,494千円。 ・吉原、沖端、東宮永地区に被害（竜巻は西から東へ移動） ・14時～16時までの雨量58mm。 ・災害対策本部設置（29日16時～22時）
1981	昭和56年10月7～8日	大雨	床下浸水5戸、田畑の被害158ha。 ・総雨量177mm。
1982	昭和57年7月11～17日	大雨	床下浸水11戸、田の冠水390ha、道路被害11箇所 ・総雨量132mm（11日）。
1982	昭和57年7月23～25日	大雨	床下浸水23戸、田の冠水360ha、道路被害12箇所、河川被害33箇所、被害見積金額284,000千円。 ・災害対策本部設置（24日11時～25日10時）
1983	昭和58年7月4～5日	大雨	田の冠水66ha、畑の冠水2ha。
1983	昭和58年7月14～17日	大雨	田の冠水37ha。・総雨量175mm。
1983	昭和58年8月31日～9月2日	大雨	床上浸水1戸、床下浸水14戸。 ・総雨量155mm。 ・9月1日、昭代崩道地区のポンプアップ。
1983	昭和58年9月27～28日	台風10号	田の被害16.4ha、畑の被害172.8ha、被害見積金額22,611千円。 ・沖端地区にポンプ2台設置。 ・最大瞬間風速23.6m/s、総雨量89mm。 ・災害対策本部設置（28日9時～14時）
1984	昭和59年8月20～21日	台風10号	田の被害125ha、畑の被害60ha、学校被害2,750千円。 ・最大瞬間風速27m/s、総雨量74mm。 ・災害対策本部設置（21日15時30分～19時）
1985	昭和60年6月21～29日	大雨	床上浸水5戸、床下浸水132戸、田の冠水570ha、畑の冠水150.3ha、道路被害28箇所、河川被害54箇所、被害見積金額545,086千円。 ・26日村山地区で土のう積み。沖端地区ポンプ2台設置。28日蒲生地区で土のう積み。29日宮地嶽神社裏で土のう積み。
1985	昭和60年8月31日	台風13号	死者1人、負傷者10人、一部損壊170戸、床上浸水68戸、床下浸水335戸、田の被害1,500ha、畑の被害200ha、河川被害10箇所、漁港被害5箇所、船舶被害214隻、被害見積金額690,264千円。 ・有明海で操業中、遭難した男女2人を橋本堤防で救助。 ・有明海堤防損壊（昭代大沢、両開橋本） ・橋本住民の避難。 ・昭代古賀、東宮永番所で土のう積み。 ・災害対策本部設置（31日9時～1日2時30分）
1986	昭和61年6月15～16日	大雨	田の冠水50ha、畑の冠水13ha、道路被害22箇所、被害見積金額84,700千円。
1987	昭和62年7月19～20日	大雨	床上浸水37戸、田の冠水240ha、畑の冠水117.2ha、道路冠水16箇所、河川被害52箇所、被害見積金額402,400千円。 ・19日南筑紫地区浸水のため、ポンプ4台で排水。
1987	昭和62年8月9日	大雨	床下浸水85戸、田の冠水227ha、畑の冠水183ha、道路被害2箇所、被害見積金額8,700千円。 ・総雨量137mm。
1987	昭和62年8月30～31日	台風12号	一部損壊22戸、文教施設被害13箇所、港湾の被害2箇所、

西暦	発生年月日	災害の種類	被害状況
			被害見積金額 534,717 千円。 ・災害対策本部設置 (30 日 23 時 30 分～31 日 8 時 30 分)
1988	昭和 63 年 6 月 1～2 日	大雨	床下浸水 32 戸、畑の冠水 6.6ha、道路被害 9 箇所、被害見積 119,249 千円。
1988	昭和 63 年 6 月 23～24 日	大雨	床下浸水 110 戸、田の冠水 160ha、道路被害 8 箇所、河川被害 60 箇所、被害見積金額 451,748 千円。
1988	昭和 63 年 7 月 23 日	大雨	床下浸水 76 戸、道路被害 11 箇所。
1989	平成元年 9 月 1～3 日	大雨	畑の冠水 16ha、道路冠水 8 箇所、河川被害 70 箇所、被害見積 442,909 千円。
1989	平成元年 9 月 15～21 日	長雨 異常潮位	床下浸水 24 戸、田の冠水 30.9ha、河川被害 2 箇所、被害見積金額 16,540 千円。 ・17 日番所橋上流の堤防に漏水箇所が見つかり、水防工法にあたる。
1990	平成 2 年 6 月 14～15 日	大雨	床下浸水 75 戸、田の冠水 1ha、道路被害 30 箇所、河川被害 70 箇所、被害見積金額 540,000 千円。
1990	平成 2 年 6 月 28 日 ～7 月 2 日	大雨	床上浸水 52 戸、床下浸水 848 戸、田の冠水 830ha、畑の冠水 42ha、道路被害 8 箇所、河川被害 94 箇所、被害見積金額 804,417 千円。 ・総雨量 465mm (28 日～2 日)。2 日、沖端川が堤防より 5cm まで水位が上昇したため、13 時 33 分サイレンを吹鳴して柳川地区住民に避難命令を出した。80 人が避難。18 時解除。 ・沖端でポンプアップ。西永宮で土のう積み。昭代田脇で土のう積み。崩道でポンプアップ。両開村山で土のう積み。柳河蒲船津で土のう積み。磯鳥堤防で月の輪工法。3 日～5 日両開明治でポンプアップ。 災害対策本部設置 (7 月 2 日 12 時～4 日 17 時)
1991	平成 3 年 6 月 30 日 ～7 月 1 日 平成 3 年 7 月 4～5 日	大雨	床上浸水 18 戸、道路被害 14 箇所、河川被害 57 箇所、被害見積金額 495,000 千円。 ・総雨量 165mm (6 月 30 日～7 月 1 日)
1991	平成 3 年 7 月 28～30 日	台風 9 号	床上浸水 8 戸、床下浸水 30 戸。
1991	平成 3 年 9 月 14 日	台風 17 号	家屋全壊 1 戸、半壊 28 戸、一部破損 8,936 戸、被害見積金額 4,010,041 千円。
1991	平成 3 年 9 月 27 日	台風 19 号	家屋全壊 13 戸、半壊 196 戸、一部破損 7,546 戸、被害見積金額 6,665,319 千円。 ・最大瞬間風速 49m/s。瀬高町では 58m/s。
1992	平成 4 年 8 月 8～9 日	台風 10 号	被害見積金額 1,980 千円。 ・災害対策本部設置 (8 日 7 時～11 日 12 時)
1992	平成 4 年 8 月 12～13 日	大雨	床下浸水 5 戸、道路被害 13 箇所、河川被害 42 箇所。
1993	平成 5 年 6 月 18～19 日	大雨	道路被害 5 箇所、河川被害 1 箇所、被害見積金額 49,000 千円。
1993	平成 5 年 6 月 29～30 日	大雨	河川被害 46 箇所、道路被害 5 箇所、被害見積金額 455,000 千円。 ・総雨量 150mm。時間最大雨量 28mm (29 日 17 時～18 時) ・災害対策本部設置 (6 月 30 日 12 時～18 時)
1993	平成 5 年 7 月 29～30 日	台風 6 号	被害見積金額 7,003 千円。 ・避難者 6 名 ・最大瞬間風速 38m/s (30 日 0 時 51 分)
1993	平成 5 年 8 月 9～10 日	台風 7 号	被害見積金額 180,797 千円。 ・避難者 495 名。 ・最大瞬間風速 25m/s (10 日 6 時 14 分) ・災害対策本部設置 (8 月 9 日 13 時 30 分～10 日 13 時 15 分)
1993	平成 5 年 8 月 19～20 日	大雨	道路被害 1 箇所、被害見積金額 5,000 千円。
1993	平成 5 年 9 月 3～4 日	台風 13 号	被害見積金額 102,982 千円。 ・避難者 988 人。 ・最大瞬間風速 24m/s (3 日 21 時) ・災害対策本部設置 (3 日 10 時～4 日 8 時)
1995	平成 7 年 4 月 30 日～ 5 月 1 日	大雨	床上浸水 19 戸、床下浸水 311 戸、田の冠水 634ha、道路被害 14 箇所、河川被害 14 箇所、被害見積金額 343,200 千円。 ・両開村山地区で土のう積み。昭代浜武漁協前、流通団地西側、両開明治でポンプアップ。 ・総雨量 246.5mm (4 月 28 日～5 月 1 日)。1 時間最大雨量 46mm (5 月 1 日 9 時～10 時) 24 時間雨量 223mm (4 月 30 日 18 時～5 月 1 日 18 時)

西暦	発生年月日	災害の種類	被害状況
			・災害対策本部設置 (5月1日14時～2日9時)
1995	平成7年6月30日～7月7日	大雨	床上浸水9戸、床下浸水226戸、田の冠水230ha、道路被害5箇所、被害見積金額493,371千円。 ・沖端中散田、シロベ焼前、両開橋本、明治でポンプアップ。蒲生根葉、両開西六十丁、村山で土のう積み。 ・市内通行止め12箇所。国道208号線冠水のため通行止め。 ・総雨量623mm、1時間最大雨量46mm (7月2日11時～12時) ・災害対策本部設置 (7月3日9時30分～7月7日9時30分)
1996	平成8年6月20～22日	大雨	道路被害10箇所、河川被害2箇所、被害見積金額5,500千円。 ・総雨量130.5mm。(6月20日～21日8時)
1996	平成8年7月18～19日	台風6号	九州南海上から北上してきた、中型で強い台風6号は18日13時過ぎに、鹿児島県薩摩半島南部に上陸。 ・避難者66人。
1996	平成8年8月13～14日	台風12号	九州南西海上から北上してきた、大型で強い台風12号は14日10時頃熊本市付近に上陸。道路被害5箇所、河川被害40箇所、被害見積金額360,000千円。 ・避難者408人。 ・最大瞬間風速27.9m/s (14日9時) ・災害対策本部設置 (14日6時～15時30分)
1997	平成9年6月27～28日	台風8号	九州南西海上から北上してきた、中型で並みの強さの台風8号は、28日午前9時30分頃長崎県に上陸、11時頃佐賀市付近を通過した。市では28日午前5時30分に災害対策本部を設置、29日午前0時に解除するまで災害に備えた。床下浸水2棟、田の冠水15ha、道路被害6箇所、河川水路被害32箇所。 ・避難者66人。 ・総雨量147.5mm、最大瞬間風速23.2m/s (28日午後4時・北の風)
1997	平成9年7月6～13日	大雨	6日未明から強くなりだした雨は13日まで降り続いた。市では7日午後4時30分に災害対策本部を設置。13日午後5時に解除するまで警戒にあたった。床下浸水9棟、田の冠水11ha、道路被害3箇所、水路被害14箇所。 ・総雨量548mm (6日～13日)
1997	平成9年9月15～16日	台風19号	大型で強い台風19号は、16日午前8時頃鹿児島県枕崎市に上陸後九州を横断した。市では16日午前8時30分に災害対策本部を設置し、午後10時に解除するまで警戒にあたった。蒲池中学校防球ネット倒壊。 ・避難者189人 (7箇所) ・総雨量17mm、最大瞬間風速31m/s (16日12時頃・北北東の風)
1997	平成9年11月25～26日	大雨	25日午後5時から26日午前8時30分までに132mmの大雨。畑の冠水10ha。 ・床上浸水1棟、床下浸水14棟。
1999	平成11年9月24日	台風18号	・23日14時、沖端に土のう300袋を用意。堰ふたを中心に土のう積み。 ・23日15時災害警戒本部設置。 ・23日18時自主避難所開設。自主避難376人183世帯。 ・23日23時災害対策本部設置。 ・24日5時15分、気圧973.8hPa、最大風速29.6m、北東の風。 ・24日6時、熊本県北部に上陸。本市最大瞬間風速39.0m、北の風。この頃、本市に再接近した模様。 ・24日7時20分頃、明治の堤防で越波。 ・24日7時40分頃、番所橋付近水位上昇。 ・同時刻、沖の端で浸水発生。 ・25日10時、災害対策本部解散。 ・床上浸水5件、床下浸水47件で確定報告。
2003	平成15年6月19日	台風6号	7時災対本部設置、16時40分廃止。 ・避難者約100人
2003	平成15年8月26日	大雨	・床下浸水10棟 (西の切・西六十丁)
2003	平成15年9月12日	大雨	・床上浸水1棟 (沖端町)
2004	平成16年6月26～27日	大雨	26日8時05分大雨洪水警報発令 15時災対本部設置

西暦	発生年月日	災害の種類	被害状況
			18時災対本部解散 26日6時～27日11時雨量295mm 27日13時36分警報解除 床下浸水3件
2004	平成16年9月6～7日	台風18号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6日18時災対本部設置、19時避難所開設。</li> <li>・7日10時21分最大瞬間風速52.1m。</li> <li>・停電約3,800戸。</li> <li>・16時30分災対本部廃止。</li> </ul> (被害) 公立文教16,454千円、農林水産業施設900千円、公共土木施設3,000千円、その他公共施設1,107千円、農産被害202,000千円
2004	平成16年9月29日	台風12号 (串木野市上陸)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3時50分暴風波浪警報発令。</li> <li>・4時災害警戒本部設置。</li> <li>・10時36分最大瞬間風速30.2m。</li> <li>・16時20分警戒本部廃止。</li> </ul>
2004	平成16年10月20日	台風23号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19日23時40分暴風波浪警報発令。</li> <li>・20日9時57分最大瞬間風速37.7m。</li> </ul>
平成17年3月21日、合併により新柳川市誕生(旧;柳川市、大和町、三橋町)			
2005	平成17年9月6日	台風14号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5日14時災害警戒本部設置。</li> <li>・5日18時自主避難所開設(10箇所)</li> <li>・6日9時災害対策本部設置。</li> <li>・6日14時頃諫早市付近に上陸。935hPa、中心付近の最大風速45m。</li> <li>・15時現在自主避難者736世帯、1,434人。</li> <li>・16時39分本市最大瞬間風速27.4m。</li> <li>・18時45分自主避難者帰宅完了。</li> <li>・22時高潮と思われる潮位上昇。中島船着場、西新漁港付近、番所橋、今古賀</li> <li>・7日12時災害対策本部解散。</li> <li>・降り始めからの雨量96mm。</li> </ul>
2006	平成18年6月25日	大雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・26日0時50分大雨警報発令(7時25分解除)</li> <li>・26日4時洪水警報発令(7時25分解除)</li> <li>・25日15時注意配備</li> <li>・家屋被害 床上浸水 住家1棟、非住家10棟以上</li> <li>・道路冠水 5箇所</li> <li>・降り始めからの雨量163mm</li> </ul>
2009	平成21年7月24日～25日	大雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24日19時26分大雨、洪水警報発令(25日11時8分解除)</li> <li>・24日20時注意配備</li> <li>・25日6時30分災害対策本部設置(13時廃止)</li> <li>・家屋被害 床上浸水5戸、床下浸水267戸</li> <li>・農業被害 192,870千円</li> <li>・商工業被害 800千円</li> <li>・道路冠水 70箇所</li> <li>・総雨量267mm(24日0時～25日12時)</li> <li>・1時間最大雨量37mm(25日4時～5時)</li> </ul>
2010	平成22年7月13日～14日	大雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・13日4時45分大雨、洪水警報発令(13日18時40分解除)</li> <li>・13日5時30分注意配備</li> <li>・14日1時50分大雨、洪水警報発令(14日12時57分解除)</li> <li>・14日2時注意配備</li> <li>・14日7時から8時まで非常に激しい雨</li> <li>・14日8時30分災害対策本部設置(12時廃止)</li> <li>・家屋被害 床下浸水26戸</li> <li>・農地冠水 11箇所49.5ha</li> <li>・道路冠水 22箇所</li> <li>・水路溢水 22箇所</li> <li>・総雨量277mm(13日0時～14日23時)</li> <li>・1時間最大雨量63mm(14日7時～8時)</li> </ul>

西暦	発生年月日	災害の種類	被害状況
2012	平成24年7月14日	大雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 13日8時30分大雨、洪水警報発令（14日16時55分大雨警報解除、15日17時20分洪水警報解除）</li> <li>・ 13日8時30分注意配備</li> <li>・ 14日1時20分河川警戒巡視。矢部川、沖端川水位が上昇</li> <li>・ 14日5時15分災害警戒本部設置</li> <li>・ 14日7時30分災害対策本部設置</li> <li>・ 14日7時50分避難勧告発令（38施設）。防災メールと消防メールで情報伝達。消防車両及び市公用車による広報活動。市ホームページにおける新着情報の掲示。行政区長等に電話連絡。最大避難者2,829人（14日17時現在）</li> <li>・ 14日8時50分避難指示発令</li> <li>・ 14日9時沖端川左岸（立花いこいの森公園付近）堤防決壊。これにともない中山地区全域が浸水。</li> <li>・ 14日9時10分福岡県に自衛隊派遣要請</li> <li>・ 14日13時20分矢部川右岸（津留橋上流）堤防決壊。これにともない六合地区が浸水。</li> <li>・ 14日16時13分ころ三橋町白鳥の水路に自動車が転落。運転していたみやま市在住の男性が死亡。</li> <li>・ 14日17時20分九州地方整備局の排水ポンプ車2台を中島に配備</li> <li>・ 14日19時30分自衛隊（第4特科連隊）到着</li> <li>・ 14日20時30分福岡県から「災害救助法」の適用通知</li> <li>・ 15日10時「柳川市災害ボランティアセンター」を開設</li> <li>・ 15日12時45分市職員を中山地区の復旧支援活動に派遣</li> <li>・ 15日14時30分全避難所の閉鎖</li> <li>・ 16日8時災害対策本部を水害復旧対策本部に切り替え</li> <li>・ 16日15時50分県知事、中山地区の災害現場を視察</li> <li>・ 17日8時中山地区に「災害ボランティアサテライトセンター」を開設</li> <li>・ 20日野田内閣総理大臣が被災地を視察</li> <li>・ 市域の3分の1の2,680haが浸水</li> <li>・ 人的被害 死者1人、軽傷1人</li> <li>・ 被害総額 2,355,345千円</li> <li>・ 住家被害 床上浸水380戸（うち1戸全壊）床下浸水953戸</li> <li>・ 公共施設被害 公園施設58,000千円、学校施設32,378千円、社旗教育施設9,944千円など</li> <li>・ 道路被害 18,369千円（急激な浸水等による道路路肩や橋梁の破損など）</li> <li>・ 水路被害 145,047千円（激しい濁流により流出した土砂や流木、ガレキ等による水路の法面崩壊や埋没、樋管の破損など）</li> <li>・ 農業被害 農地被害146,000千円、農産物被害648,483千円、農業施設被害138,485千円など</li> <li>・ 水産業被害 233,100千円</li> <li>・ 商工業被害 905,400千円</li> <li>・ 災害廃棄物処理 131,750千円</li> <li>・ 期間降水量415mm（11日～14日）</li> <li>・ 1時間最大雨量81.5mm（14日5時48分～6時48分）</li> <li>・ 24時間最大雨量281mm（13日7時10分～14日7時10分）</li> </ul>
2012	平成24年9月16日～17日	台風16号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 16日22時33分暴風警報発令（17日12時57分解除）</li> <li>・ 17日3時32分波浪・高潮警報発令（17日12時57分解除）</li> <li>・ 16日8時30分注意配備</li> <li>・ 16日13時災害警戒準備体制</li> <li>・ 16日15時災害警戒本部設置（17日12時廃止）</li> <li>・ 16日17時自主避難所開設（10施設）。防災メールと消防メールで情報伝達。行政区長と民生委員に電話連絡。最大避難者163世帯233人（16日22時現在）</li> <li>・ 17日8時7分消防団が沖端川、塩塚川、矢部川流域を警戒巡視</li> <li>・ 17日8時30分～二丁井樋、古賀公民館、今古賀南交差点、番所橋付近等で土のう積み</li> <li>・ 家屋被害 床下浸水2戸</li> <li>・ 道路冠水 1箇所</li> <li>・ 塩塚川左岸晴天橋～御仮橋堤防から漏水</li> <li>・ 暴風域接近時間帯 17日午前5時～10時</li> <li>・ 暴風域接近時勢力 中心気圧950hpa（17日10時）</li> <li>・ 最大瞬間風速 31.4m（17日10時38分）</li> </ul>

西暦	発生年月日	災害の種類	被害状況
2015	平成27年8月24日～25日	台風15号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24日18時45分暴風、波浪警報発令</li> <li>・25日3時33分大雨、洪水警報発令</li> <li>・24日13時災害警戒本部設置</li> <li>・24日17時自主避難所開設(20箇所)防災無線及び個別受信機による放送。防災メールと消防メールで情報伝達。市公用車による広報活動。市ホームページにおける新着情報の掲示。行政区長等に電話連絡。最大避難者673人(25日7時現在)</li> <li>・24日22時災害対策本部設置(25日15時廃止)</li> <li>・25日5時45分柳川市暴風域に入る。</li> <li>・25日6時30分頃三橋町五拾町地区にて、倉庫の屋根に設置されたソーラーパネルが暴風により吹き上げ、周辺住家等の屋根等を損壊させる。</li> <li>・25日7時頃柳川市に最接近</li> <li>・25日12時58分柳川市暴風域を抜ける。</li> <li>・人的被害 重症1人(屋根裏修理中に落下、腰部打撲)</li> <li>・住家被害 半壊1戸、一部破損5戸</li> <li>・農業被害 110,800千円</li> <li>・街路樹、カーブミラー等倒壊、破損</li> <li>・最大瞬間風速 38.2m/s(25日6時4分)</li> <li>・累積雨量 57.5mm(25日0時～9時)</li> </ul>
2017	平成29年7月6日	大雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6日3時10分大雨特別警報発令</li> <li>・6日3時45分災害対策本部設置</li> <li>・6日4時00分第1配備体制</li> <li>・6日6時00分自主避難所開設及び小中学校休校を防災無線及び個別受信機による放送。防災メールと消防メールで情報伝達。市公用車による広報活動。市ホームページにおける新着情報の掲示。行政区長等に電話連絡。最大避難者20名(6日11時現在)。</li> <li>・6日14時12分大雨特別警報等を解除し注意報に変更。</li> <li>・6日16時00分自主避難所閉鎖、災害対策本部廃止。</li> <li>・累計雨量 173mm</li> <li>・最大1時間雨量 36.5mm(6日2時)</li> <li>・住宅被害 床下浸水6件</li> <li>・落雷被害1件</li> <li>・道路冠水による通行止め、ピーク時20箇所</li> </ul>
2018	平成30年7月6日	大雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6日5時40分洪水警報発令</li> <li>・6日10時49分大雨警報発令</li> <li>・6日23時40分災害対策本部設置、避難準備・高齢者等避難開始を矢部川沿い地域に発令</li> <li>・7日1時20分避難準備・高齢者等避難開始を沖端川沿い地域に発令</li> <li>・7日7時20分避難準備高齢者等避難開始を解除</li> <li>・累計雨量 304mm(5日7時～7日3時)</li> <li>・最大1時間雨量 31mm(6日19時～20時)</li> <li>・住宅被害 床下浸水1棟</li> <li>・道路冠水による通行止め、ピーク時15箇所</li> </ul>
2019	令和元年8月28日	大雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・28日3時27分洪水警報発令</li> <li>・28日4時47分大雨警報発令</li> <li>・28日5時50分大雨特別警報発令。災害対策本部設置。</li> <li>・28日8時17分避難勧告を矢部川、沖端川沿い地域に発令</li> <li>・28日9時27分矢部川、沖端川沿いの第2次避難所の7小学校開設</li> <li>・28日14時56分大雨特別警報解除。大雨注意報へ。洪水警報継続</li> <li>・28日15時30分避難勧告解除 17時避難所閉鎖</li> <li>・24時間降水量 264.5mm(8/28 9:10までの24時間過去最大の雨量を記録(過去最多1980/8/29 237.0mm))</li> <li>・最大1時間降水量 53.5mm(28日5時～6時)</li> <li>・第1次避難所(21か所)第2次避難所(7小学校)避難者最多時間8/28(水)10時59世帯113人</li> <li>・道路冠水に伴う全面通行止め 34か所</li> <li>・農業被害 被害面積1,427ha</li> <li>・漁業被害 浮き桟橋、漁船</li> <li>・住宅被害 床下浸水9戸及び旧戸島家住宅</li> </ul>

西暦	発生年月日	災害の種類	被害状況
2020	令和2年7月6日～7日	大雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6日 10時 54分 大雨警報発令（注意配備）</li> <li>・ 6日 11時 26分 洪水警報発令</li> <li>・ 6日 15時 00分 災害警戒本部設置（警戒配備）</li> <li>・ 6日 16時 00分 避難所開設（矢部川・沖端川沿い 13箇所）</li> <li>・ 6日 16時 20分 高齢者等避難開始（矢部川・沖端川沿い） 発令</li> <li>・ 6日 16時 30分 大牟田市、みやま市、八女市に大雨特別 警報発令</li> <li>・ 6日 17時 00分 災害対策本部設置（第1配備）</li> <li>・ 6日 18時 00分 避難所3箇所追加（市民会館、城内コミ セン、農村環境改善センター） 高齢者等避難開始（市内全域）発令</li> <li>・ 6日 19時 35分 避難勧告発令（矢部川・沖端川沿い）</li> <li>・ 6日 22時 33分 大雨警報解除・自主避難へ、注意報へ</li> <li>・ 6日 23時 00分 避難勧告解除（注意配備）</li> <li>・ 7日 5時 05分 大雨警報発令</li> <li>・ 7日 7時 00分 避難勧告発令（矢部川・沖端川沿い）</li> <li>・ 7日 7時 15分 第1配備</li> <li>・ 7日 15時 00分 避難勧告解除・注意配備へ</li> <li>・ 7日 16時 00分 避難所閉鎖</li> <li>・ 雨量 7/6 292ミリ <u>過去最多記録</u> 7/7 181.5ミリ</li> <li>・ 24時間雨量 7/6 8時～7/7 7時 361.5ミリ <u>過去最多を記録</u></li> <li>・ 1時間雨量 7/6 10～7/6 11時 50.5ミリ</li> <li>・ 最大避難者 272世帯 469人（7/6 22時00分）</li> <li>・ 床上浸水 4世帯、床下浸水 116世帯</li> <li>・ 道路損壊 13箇所、道路冠水 33箇所</li> <li>・ 被害額 農林水産施設 133,291千円 公共土木施設 104,603千円 農産被害 110,177千円 商工被害 5,500千円 その他 7,000千円 合計 372,632千円</li> </ul>
2020	令和2年9月6日～7日	台風10号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4日 9時 45分 災害対策本部設置</li> <li>・ 6日 13時 00分 第2配備体制（職員50%参集） 自主避難所50箇所開設（第1次避難所 21箇所、第2次避難所（小中学校25 箇所、総合福祉保健センター3箇所、 伝習館高校）</li> <li>・ 6日 14時 57分 暴風・波浪警報発表</li> <li>・ 6日 15時 00分 避難準備・高齢者等避難開始発令</li> <li>・ 7日 10時 55分 暴風警報解除、第2配備態勢解除、 避難準備・高齢者等避難開始発令解除</li> <li>・ 7日 14時 30分 避難所閉鎖</li> <li>・ 最大平均風速 19.1m/S（7日6時42分）</li> <li>・ 最大瞬間風速 40.9m/S（7日4時50分）</li> <li>・ 累計雨量 15ミリ（6日0時～7日9時）</li> <li>・ 最大避難者数 1,462世帯 2,901名（6日22時00分）</li> <li>・ 住宅一部損壊 2棟</li> <li>・ 被害額 農産被害 284,084千円 その他 3,139千円 合計 287,223千円</li> </ul>
2021	令和3年8月11日～18日	大雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12日 12時 21分 大雨洪水警報発令（注意配備）</li> <li>・ 13日 18時 00分 自主避難所3箇所開設（市民文化会館、 大和・三橋生涯学習センター）</li> <li>・ 14日 9時 30分 自主避難所2箇所追加（昭代就業改善セ ンター、蒲池農村改善センター） 11時 00分 災害対策本部設置 11時 40分 避難指示発令（金納、根葉地区）</li> <li>・ 15日 6時 10分 大雨警報解除 9時 30分 避難所閉鎖 11時 20分 洪水警報解除</li> <li>・ 雨量 8/11 7:00～18日 24時まで 870.0ミリ 14日 2:40～3:40 60.0ミリ</li> <li>・ 被害 床上浸水 6棟、床下浸水 110棟 道路被害 57,500千円 水路被害 146,500千円 農業被害 439,068千円 漁業被害 3,000千円 合計 646,068千円</li> </ul>

西暦	発生年月日	災害の種類	被害状況
2022	令和4年9月16日～19日	台風14号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・16日 16時00分 災害対策本部設置</li> <li>・18日 07時07分 暴風、波浪、高潮警報発令</li> <li>12時00分 高齢者等避難発令</li> <li>避難所51か所開設</li> <li>16時05分 大雨・洪水注意報発令</li> <li>17時30分 指宿市付近に上陸</li> <li>・19日 03時00分 柳川市付近に再上陸</li> <li>05時56分 高潮警報解除、高潮注意報発令</li> <li>07時00分 避難所順次閉鎖へ</li> <li>10時00分 避難所全館閉鎖</li> <li>10時25分 高齢者等避難解除</li> <li>14時49分 暴風・波浪注意報解除</li> <li>・最大避難者数 18日21時00分 963世帯 1,846人</li> <li>・風 最大平均風速 14.5m/S (18日21時55分)</li> <li>最大瞬間風速 27.2m/S (18日21時19分)</li> <li>・雨 累計雨量 50.0ミリ (19日6時までの24時間雨量)</li> <li>最大1時間雨量 9.0ミリ (19日01時～02時まで)</li> <li>・農業被害 6,608千円</li> </ul>

資料：合併前は旧柳川市庶務課資料による。

合併後は柳川市総務課及び安全安心課資料による。

1-2 柳川地方の地震災害

令和5年4月現在

西暦	発生年月日	震源域	マグニチュード	最大震度	被害状況
679	天武7年12月	筑紫の国	7±0.5		福岡県南部から大分県西部にかけてM6.5~7.5の地震。
1706 11.26	宝永3年10月25日	筑後			7回地震(うち2回強い)。堀の水をゆすりあげ魚死す。
1707 10.28	宝永4年10月4日	「宝永南海地震」	8.4	7	夜半、地震。堀の水ゆり上り、死者が出る。山辺の家が崩れた。
1723 12.19	享保8年11月21日	柳川	6.2	5	発生時間は辰ノ下刻(午後9時ごろ)被害がもっとも大きかったのは肥後(熊本県)山鹿地方で多くの家屋が倒壊、慈恩寺温泉の吹き出しが確認される。県内では久留米で一日のうちに6度、家屋の瓦が崩落する揺れを観測、寺院の石塔なども倒壊した。柳川地方では場所により地面に亀裂を生じ、泥が吹き出す地点もあった。この地震は断続的に翌12月20日頃まで続いた。
1792 5.21	寛政4年4月1日	長崎県島原	6.4	5~6	雲仙普賢岳の前山(眉山)崩壊し、海嘯起り、領内被害多大、津波は最高10mに達した。犠牲者15,000(肥後で500人の溺死者)普賢岳は寛文3年(1633年)にも噴火している。「島原大変 肥後迷惑」と言い伝えられた。
1831 11.14	天保2年	佐賀県	6.1		佐賀城に被害。
1848 1.10	弘化4年12月20日	福岡県柳川	5.9		筑後地方、四ツ時頃、大地震。
1854 12.24	安政1年	「安政南海地震」	8.4	7	安政南海地震。
1872	明治5年3月14日	島根沖「浜田地震」	7.1±0.2	7	久留米で液状化による被害。
1889	明治22年7月28日	熊本	6.3	4	柳川付近で家屋倒壊60余り。
1898	明治31年8月10日	福岡県西部	6.0	4	糸島地震。
1929	昭和4年1月2日	福岡県南部	5.5		福岡県南部を中心に地震。小国地方で家屋半潰。
1929	昭和4年8月8日	福岡県西部	5.1		雷山付近でM5.1の地震。震央付近で壁亀裂、崖崩れ。
1930	昭和5年2月5日	福岡県西部	5.1		雷山付近でM5.0の地震。
1941	昭和16年11月19日	日向灘	7.2		震度4福岡、震度3飯塚。
1966	昭和41年11月12日	有明海	5.5		有明海でM5.5の地震。
1968	昭和43年8月6日	愛媛県西方沖	6.6	5	福岡震度4、飯塚震度3。
1991	平成3年10月28日	周防灘	6.0	4	福岡震度4、飯塚震度3。
1996	平成8年10月19日	日向灘	6.6		久留米震度4、大牟田震度3。
1996	平成8年12月3日	日向灘	6.6		久留米震度3。
2005	平成17年3月20日	福岡西方沖地震	7.0	6弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10時53分柳川市震度5弱の地震発生。</li> <li>・負傷者5人(調理中の火傷等)</li> <li>・家屋の一部破損多数。</li> <li>・11時30分災害対策本部設置</li> <li>・4月20日6時11分、余震と見られる地震(震度3)</li> <li>・21日17時災害対策本部廃止</li> </ul>
2016	平成28年4月16日	平成28年熊本地震	7.3	6弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1時25分柳川市で震度5強を観測</li> <li>・1時27分有明・八代海に津波注意報発令(2時14分解除)</li> <li>・1時46分柳川市で震度4観測</li> <li>・1時50分災害対策本部設置。第2配備体制</li> <li>・2時50分第1次避難所開設</li> <li>・3時3分柳川市で震度4観測</li> <li>・11時30分夜が明けてブロック塀や外壁の崩壊等の被害報告数十件。三柱神社の石灯籠、鳥居等文化財の被害多数。道路や水道、下水道、電気、ガス等ライフラインの被害報告なし。</li> <li>・23日9時全避難所閉鎖(延べ避難者1,332人、最大避難者532人(16日24時現在))</li> <li>・23日11時災害対策本部廃止</li> <li>・人的被害 軽症3人(物落下によるけが1、避難時の転倒2)</li> <li>・家屋被害 59件(半壊3、一部損壊56)</li> </ul>

平成17年3月21日、合併により新柳川市誕生(旧;柳川市、大和町、三橋町)

資料:合併前は旧柳川市庶務課資料による。

合併後は柳川市総務課、安全安心課資料による。

### 1-3 重要水防箇所(河川)

#### 国土交通大臣管理区間重要水防箇所

##### 筑後川水系

重要水防箇所一覧表 (A・Bランク：筑後川水系)

令和5年4月現在

番号	河川名	地先名	左右岸の 区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
なし							

##### 矢部川水系

重要水防箇所一覧表 (Aランク：矢部川水系)

令和5年4月現在

番号	河川名	地先名	左右岸の 区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
なし							

重要水防箇所一覧表 (Bランク：矢部川水系)

令和5年4月現在

番号	河川名	地先名	左右岸の 区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
1	矢部川	柳川市大和町中島	右岸	4k500 ~ 4k700	200	越水B	積土のう
2	矢部川	柳川市大和町鷹ノ尾	右岸	6k300 ~ 6k700	400	越水B	積土のう
3	矢部川	柳川市大和町六合 ~三橋町棚町	右岸	7k270 ~ 8k310	1,040	越水B	積土のう
4	矢部川	柳川市三橋町五拾町 ~みやま市瀬高町上庄	右岸	8k700 ~ 9k050	350	越水B	積土のう
5	矢部川	柳川市三橋町五拾町	右岸	9k420 ~ 9k950	530	越水B	積土のう

重要水防箇所一覧表 (要注意：矢部川水系)

令和5年4月現在

番号	河川名	地先名	左右岸の 区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
1	矢部川	柳川市大和町六合	右岸	7k250 ~ 7k300	50	破堤跡	
2	矢部川	柳川市大和町中島	右岸	2k650 ~ 2k950	300	施工後3年以内 (令和2年度施工)	
3	矢部川	柳川市大和町中島	右岸	3k450 ~ 3k600	150	施工後3年以内 (令和2・3年度施工)	
4	矢部川	柳川市大和町中島	右岸	4k050 ~ 4k200	150	施工後3年以内 (令和2・3年度施工)	

重要水防構造物 (Aランク：矢部川水系)

令和5年4月現在

番号	河川名	地先名	左右岸の 区別	位置	管理者
1	矢部川	柳川市大和町永田開	右岸	2k680	柳川みやま土木組合 (外住吉樋管)
2	矢部川	柳川市大和町中島	右岸	3k920	柳川みやま土木組合 (大島開樋管)
3	矢部川	柳川市大和町中島	右岸	4k900	国土交通省 (北浦樋管)
4	矢部川	柳川市大和町六合	右岸	6k670	柳川みやま土木組合 (浜の橋樋管)

重要水防構造物 (Bランク：矢部川水系)

令和5年4月現在

番号	河川名	地先名	左右岸の 区別	位置	管理者
1	矢部川	柳川市大和町中島	右岸	5k000	西日本鉄道(株) (西鉄鉄道橋)
2	矢部川	柳川市大和町鷹ノ尾	右岸	6k000	みやま市 (泰仙寺橋)
3	矢部川	柳川市大和町六合	右岸	7k180	福岡県 (津留橋)

重要水防構造物 (要注意：矢部川水系)

令和4年4月現在

番号	河川名	地先名	左右岸の 区別	位置	備考	水防工法
1	矢部川	柳川市大和町中島	右岸	4k395	中島陸閘13号	
2	矢部川	柳川市大和町中島	右岸	4k420	中島陸閘12号	
3	矢部川	柳川市大和町中島	右岸	4k450	中島陸閘11号	
4	矢部川	柳川市大和町中島	右岸	4k500	中島陸閘10号	
5	矢部川	柳川市大和町中島	右岸	4k545	中島陸閘9号	
6	矢部川	柳川市大和町中島	右岸	4k610	中島陸閘8号	
7	矢部川	柳川市大和町中島	右岸	4k650	中島陸閘7号	
8	矢部川	柳川市大和町中島	右岸	4k700	中島陸閘6号	
9	矢部川	柳川市大和町中島	右岸	4k730	中島陸閘5号	
10	矢部川	柳川市大和町中島	右岸	4k780	中島陸閘4号	
11	矢部川	柳川市大和町中島	右岸	4k870	中島陸閘3号	
12	矢部川	柳川市大和町中島	右岸	4k900	中島陸閘2号	
13	矢部川	柳川市大和町中島	右岸	4k935	中島陸閘1号	

1-3重要水防箇所(河川)一覧表  
 県知事管理区間

令和5年4月現在

番号	水系名	河川名	重要水防箇所				重要度	予想される事態	対水防工法
			左右岸名	延長(m)	箇所				
					行政区名等	目 標			
1	筑後川	花宗川	左	190	蒲生	下田橋下流50mから下流	B	溢水	積土のう工
2	矢部川	沖端川	左	100	稲荷町	三明橋から上流	A	溢水	積土のう工
3	矢部川	沖端川	右	350	古賀、西浜武	有明橋から下流へ250m 有明橋から上流へ100m	A	溢水	積土のう工
4	矢部川	沖端川	左	300	稲荷町	有明橋から上流	A	溢水・漏水	積土のう工・月の輪工
5	矢部川	沖端川	左	200	筑紫町	筑紫橋から上流	B	溢水・漏水	積土のう工・月の輪工
6	矢部川	塩塚川	右	185	佃町	番所橋から下流へ85m 番所橋から上流へ100m	A	漏水	積土のう工
7	矢部川	塩塚川	左	800	明野	番所橋から下流へ100m 番所橋から上流へ700m	A	溢水・漏水	積土のう工・月の輪工
8	矢部川	塩塚川	右	200	佃町	塩塚川新橋下流200から下流	A	溢水、漏水	積土のう工・月の輪工
9	矢部川	塩塚川	左	100	明野	塩塚川新橋下流150mから下流	A	漏水	月の輪工
10	矢部川	二ツ川	左	10	今古賀	今古賀橋上流170mから上流	A	溢水	積土のう工
11	矢部川	二ツ川	左	100	藤吉	柳川橋下流200mから下流	A	溢水	積土のう工
12	矢部川	矢部川	右	200	二重	4K500~4K700	B	越水B	積土のう工
13	矢部川	矢部川	右	400	二重	6K300~6K700	B	越水B	積土のう工
14	矢部川	矢部川	右	1,040	西津留~棚町	7K270~8K310	B	越水B	積土のう工
15	矢部川	矢部川	右	350	棚町	8K700~9K050	B	越水B	積土のう工
16	矢部川	矢部川	右	530	棚町	9K420~9K950	B	越水B	積土のう工
17	矢部川	矢部川	右	50	六合	7K250~7K300	C		
18	矢部川	矢部川	右	150	中島	4K050~4K200	C		施工後3年以内 (令和3年度・4年度施工)
19	矢部川	矢部川	右	150	中島	3K450~3K600	C		施工後3年以内 (令和3年度・4年度施工)
20	矢部川	矢部川	右	300	中島	2K650~2K950	C		施工後3年以内(令和2年度施工)

### 1-5 重要水防箇所（海岸）

令和5年4月現在

番号	沿岸名	海岸名	重要水防区域		重要度	指定区間	予想される事態
			延長(m)	地先名	級別		
1	有明海	柳川海岸	6,230	柳川市吉富町（長栄開） 大浜町（明治開） 柳川市橋本町（橋本干拓）	A	全区間	越波・破堤・漏水
2	有明海	大和干拓	5,485	柳川市大和町大坪（大和干拓）	A	全区間	越波・破堤・漏水
3	有明海	昭代干拓	3,429	柳川市昭南町（昭代干拓）	A	全区間	越波・破堤・漏水

### 1-6 危険物施設

令和5年4月現在

地区	製造所	貯蔵所							取扱所					合計	
		屋内	屋外	屋内	地下	簡易	移動	屋外	給油	第1種販売	第2種販売	移送	一般		
柳川市		112	2	31		37		39		52	26			26	164

※完成検査済証交付施設数とする

（柳川市消防本部より）

## 2-1 雨量観測所一覧表

福岡県

令和5年4月現在

	水系	観測所名	県土整備 事務所名	種 別	所在地	最大日雨量		最大時間雨量		摘要
						mm	年月日	mm	年月日	
3-1	矢部川	柳川	南筑後 県土整備 事務所 柳川支所	テレメーター	柳川市三橋町今古賀 (南筑後県土整備 事務所柳川支所)	277.0	H24.7.14	105.0	S47.7.4	S30.5

国土交通省

令和5年4月現在

水系	河川	観測所名	河川 事務所名	種 別	所在地	最大日雨量		最大時間雨量		摘要
						mm	年月日	mm	年月日	
矢部川	矢部川	瀬高	筑後川	テレメーター	福岡県みやま市瀬高 町上庄	294.0	H13.7.12	84.0	H24.7.14	

気象観測所

令和5年4月現在

観測 所番 号	観測所 名	種別		所在地	設置箇所	緯度	経度	海面上 の高さ (m)
82331	柳川	雨	降水量	柳川市本城町4-2	柳川市消防本部	3309.6	13024.2	7

## 2-2 水位観測所一覧表

福岡県

令和5年4月現在

	県土整備事務所名	河川名	観測所名	位置	水防								水位計 種別	備考	
					零点高	堤防高		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	既往最高水位			
						右岸	左岸					年月日			水位
3-1	八女県土整備事務所	花宗川	下北島	筑後市下北島	6.14	9.26	9.26	1.60	1.90	-	2.76	R元. 8. 28	2.95	テレメーター	
3-2	南筑後県土整備事務所柳川支所	沖端川	新村橋	柳川市三橋町新村	1.90	6.30	6.37	3.70	4.40	5.00	5.30	H24. 7. 14	6.29	テレメーター	
3-3	南筑後県土整備事務所柳川支所	沖端川	松原橋	みやま市瀬高町本郷	5.42	6.67	6.75	2.40	3.10	3.70	4.00	H24. 7. 14	5.74	テレメーター	

### 危機管理型水位計

県土整備事務所名	河川名	観測所名
南筑後県土整備事務所 柳川支所	塩塚川	御仮橋
南筑後県土整備事務所 柳川支所	花宗川	下田橋
南筑後県土整備事務所 柳川支所	沖端川	磯鳥橋

危機管理水位計は、従来の水位計とは異なり、水位を「堤防の高さまであと〇〇cm」と表記。  
柳川市においては、塩塚川（御仮橋）に設置し運用を開始している。  
沖端川（磯鳥橋）は令和3年度に設置し、運用は、令和4年度出水期前に開始。

### 主要水位観測所

（国土交通省）

令和5年4月現在

河川名	観測所名	種別	位置	零点高	水防団待機水位 m	氾濫注意水位 m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	計画 m	既往最高水位 m
筑後川	荒瀬	自記（テレメーター）	福岡県うきは市浮羽町三春 62.08km	37.72	3.40	5.00	5.90	6.30	10.43	7.90
筑後川	片ノ瀬	自記（テレメーター）	福岡県久留米市田主丸町菅原 40.61	4.95	5.40	6.70	7.80	8.50	12.82	10.52
筑後川	瀬ノ下	自記（テレメーター）	福岡県久留米市瀬下町浜町上 25.48	1.81	3.50	5.00	6.80	7.10	8.78	9.02
筑後川	若津（高潮）	自記（テレメーター）	福岡県大川市向島 6.80	-1.94	-	4.50	-	5.05	-	-
矢部川	浦島橋（高潮）	自記（テレメーター）	福岡県柳川市大和町中島 4.78	-4.02	7.00	7.50	-	8.11	9.00	-
矢部川	船小屋	自記（テレメーター）	福岡県筑後市渡島 15.27	5.69	4.50	6.00	7.80	8.40	9.53	9.76

（ ）は参考数値

## 2-3 柳川市防災行政無線一覧表

令和5年4月現在

移動局種別(数字は子局)	呼出名称	地区(町名)	整備年度	配置先
親操作卓	柳川市役所柳川庁舎	柳川	平成24年度	総務課
副操作装置	大和庁舎	大和	平成24年度	大和市民サービス課
副操作装置	三橋庁舎	三橋	平成24年度	三橋市民サービス課
副操作装置	消防本部	柳川	平成24年度	柳川消防本部
携帯型移動局	公用車(車載型移動局)		平成24年度	総務課公用車
携帯型移動局	公用車(車載型移動局)		平成24年度	建設課公用車
携帯型移動局	公用車(車載型移動局)		平成24年度	大和市民サービス課公用車
携帯型移動局	公用車(車載型移動局)		平成24年度	水路課公用車
携帯型移動局	公用車(車載型移動局)		平成24年度	三橋市民サービス課公用車
携帯型移動局	公用車(車載型移動局)		平成24年度	消防本部総務課公用車
拡声局	柳川市役所柳川庁舎	柳川	平成24年度	総務課
拡声子局	1 柳川市役所大和庁舎	大和	平成24年度	大和市民サービス課
MS拡声子局	2 柳川市役所三橋庁舎	三橋	平成24年度	三橋庁舎1階電気室
MS拡声子局	3 柳川市消防本部	柳川	平成24年度	3階通信司令室
拡声子局	4 昭代第二小学校	柳川	平成24年度	職員室横
MS拡声子局	5 柳河小学校	柳川	平成24年度	職員室横
MS拡声子局	6 藤吉小学校	三橋	平成24年度	職員室内
MS拡声子局	7 矢留小学校	柳川	平成24年度	職員室内
MS拡声子局	8 両開小学校	柳川	平成24年度	職員室横
MS拡声子局	9 中山小学校	三橋	平成24年度	職員室横
拡声子局	10 垂見小学校	三橋	平成24年度	小学校外
拡声子局	11 矢ヶ部小学校	三橋	平成24年度	職員室横
拡声子局	12 二ツ河小学校	三橋	平成24年度	職員室内
拡声子局	13 豊原小学校	大和	平成24年度	職員室横
拡声子局	14 六合小学校	大和	令和元年度改修	職員室内
拡声子局	15 大和小学校	大和	平成24年度	職員室内
拡声子局	16 中島小学校	大和	平成24年度	職員室横
拡声子局	17 有明小学校	大和	平成24年度	職員室内
拡声子局	18 柳川農村環境改善センター	柳川	平成24年度	センター外
MS拡声子局	19 就業改善センター	柳川	平成24年度	センター外
MS拡声子局	20 蒲池農村環境改善センター	柳川	平成24年度	センター外
拡声子局	21 柳南中学校	柳川	平成24年度	事務室内
拡声子局	22 3分団1部2部格納庫	柳川	平成24年度	格納庫外
拡声子局	23 昭南神社付近	柳川	平成24年度	神社付近
拡声子局	24 9分団3部格納庫	柳川	平成24年度	格納庫外
拡声子局	25 12分団二十五丁格納庫	大和	平成24年度	格納庫
拡声子局	26 三橋町簡易水道分水施設場	三橋	平成24年度	施設場外
拡声子局	27 13分団在部格納庫	大和	平成24年度	格納庫
拡声子局	28 14分団1部格納庫	大和	平成24年度	格納庫
拡声子局	29 18分団格納庫	三橋	平成24年度	格納庫付近
拡声子局	30 大和町水防倉庫付近	大和	平成24年度	水防倉庫付近
拡声子局	31 7分団3部格納庫	柳川	平成24年度	格納庫
拡声子局	32 東宮永小学校	柳川	平成24年度	職員室横
拡声子局	33 皿垣小学校	大和	平成24年度	職員室内
拡声子局	34 三橋中学校	三橋	平成24年度	職員室内
拡声子局	35 学童農園むっごろうランド付近	柳川	平成24年度	むっごろうランド付近

移動局種別(数字は子局)		呼出名称	地区(町名)	整備年度	配置先
拡声子局	37	柳川消防署東部出張所	大和	令和元年度改修	東部出張所
拡声子局	38	横手児童遊園地敷地内	三橋	令和元年度	横手集会所
拡声子局	39	新村公民館敷地内	三橋	令和元年度	新村構造改善センター
MS拡声子局	40	12分団南部格納庫(弁天)	大和	令和2年度前期	格納庫
拡声子局	41	明治公民館	柳川	令和2年度前期	明治公民館付近
拡声子局	42	上中下八丁公民館	柳川	令和2年度前期	上中下八丁公民館
拡声子局	43	狹町古川公民館	柳川	令和2年度前期	狹町古川公民館
拡声子局	44	南間公民館	柳川	令和2年度後期	南間公民館
拡声子局	45	七ツ家	柳川	令和2年度後期	梅の木街道後援
拡声子局	46	南浜武	柳川	令和2年度後期	崩道公民館
拡声子局	47	吉富町	柳川	令和2年度後期	内開公民館
拡声子局	48	江曲	三橋	令和2年度後期	江曲南公民館
拡声子局	49	垂見	三橋	令和2年度後期	垂見下公民館
拡声子局	50	筑紫町	柳川	令和2年度後期	グッデイ柳川店西付近
拡声子局	51	新船津町	柳川	令和2年度後期	新船津町公民館
拡声子局	52	西浜武	柳川	令和2年度後期	沖田公民館
拡声子局	53	金納	柳川	令和2年度後期	金納公民館
拡声子局	54	高畑	三橋	令和2年度後期	藤吉コミュニティセンター

## 2-4 樋門・樋管施設一覧表(河川)

令和5年4月現在

河川名	筑後川	沖端川		塩塚川		矢部川
	左岸側	右岸側	左岸側	右岸側	左岸側	右岸側
1	昭代6号線樋管	磯鳥樋管	中島樋管	江湖橋樋管	角樋管	下浜樋管
2	大沢樋管	日焼樋管	幽谷樋管	南田樋管	汐羽敷樋管	南江頭樋管
3	昭代3号線樋管	上田樋管	井手畑樋管	二丁五反樋管	樋口樋管	松本樋管
4	昭代4号線樋管	又四郎樋管	摘手樋管	大城開樋管	井樋口樋管	浜の橋樋管
5		中島樋管	龍頭樋管	四十丁樋管	近藤開樋管	和田樋管
6		小坪樋管	八ノ坪3樋管	藤吉開樋管	西中開樋管	和田内樋管
7		枝光樋管	八ノ坪2樋管	矢野開樋管	拝領開樋管	大対米樋管
8		西新開樋管	八ノ坪1樋管	加受樋管	番所第2樋管	北浦樋管
9		若宮樋管	中散田樋管	中土居東樋管	番所樋管	外平開樋管
10		若宮新開樋管	志賀開樋管	兼松樋管	朝日開樋管	大島開樋管
11		六双樋管	二丁樋管	豊後屋樋管	古川開樋管	又左衛門樋管
12		内八浜 $\pm$ 開樋管	碓樋管	下八丁樋管	内弁天樋管	六丁樋管
13		外八浜 $\pm$ 開樋管	大城開樋管	六十丁樋管	外弁天樋管	外住吉樋管
14		昭代5号線樋管	市ノ進開樋管		谷垣樋管	大和樋管2
15			西新樋管			大和樋管1

(備考)

- これら樋門(樋管)は、河川堤防の一部と排水の調整機能を有しています。  
通常、樋門の扉は開いているが、満潮時には河川側のフラップゲート(まねき)により逆流は防止されます。  
なお、大雨や台風時の満潮で河川水位が上昇し、逆流や高潮のおそれがある場合は扉を全閉します。  
水門の操作担当者は、水位の変動を監視するとともに水防管理者と連絡を密にし適正な操作を行います。

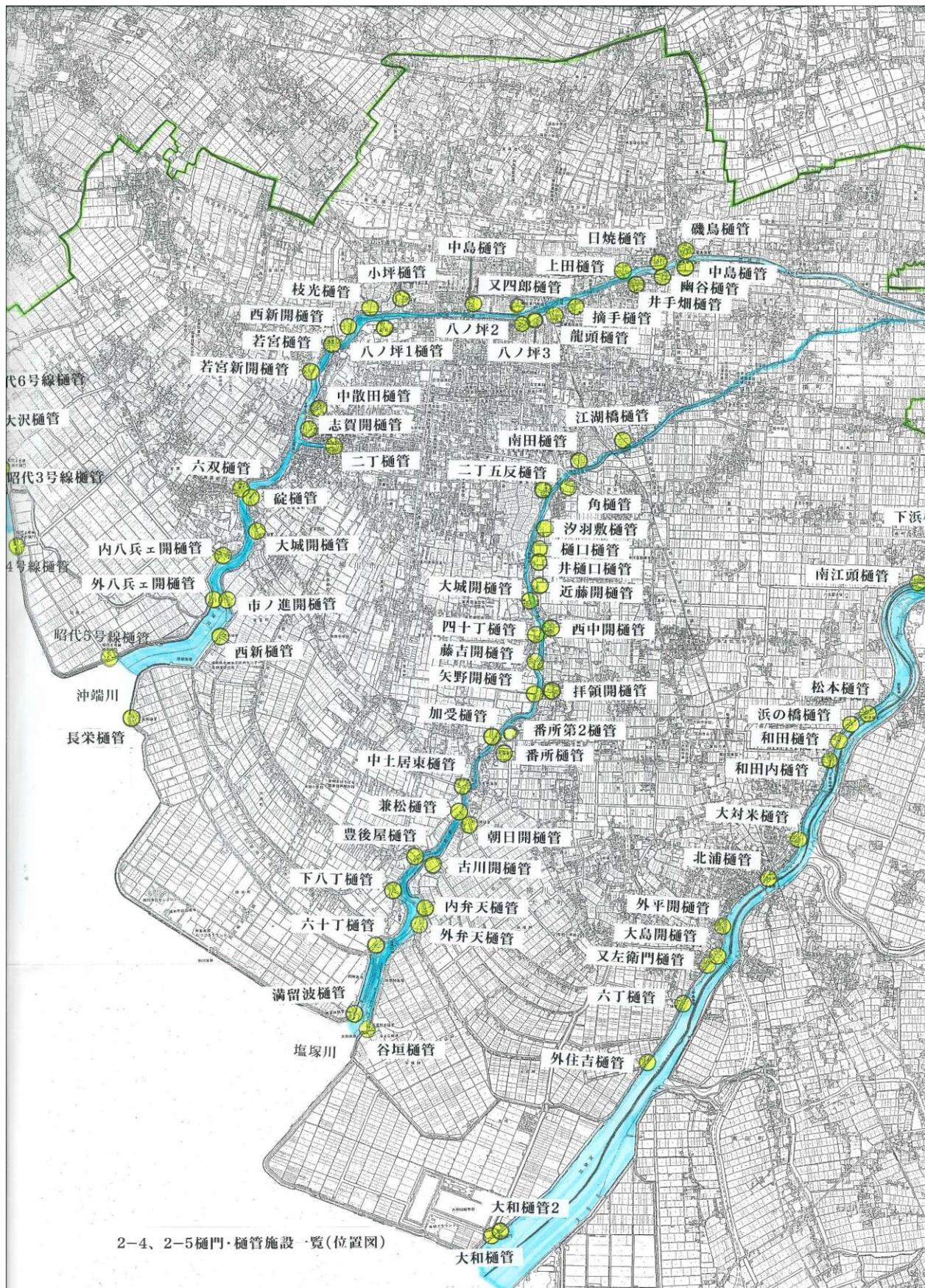
## 2-5 樋門・樋管施設一覧表(海岸)

	海岸名	樋門・樋管名	箇所
1	柳川海岸	長栄樋管	柳川市大浜町
		満溜波樋管	柳川市橋本町

(備考)

- 長栄樋管は、排水機場の排水と兼ねていますが、自然排水は地理的に困難ですので、排水ポンプの稼働により行われています。
- 満溜波樋管は、通常、扉は開いており自然排水を行っていますが、地理的に小潮時の干潮では排水が困難です。

樋門・樋管施設一覽(市内全図)



2-4、2-5樋門・樋管施設一覽(位置図)

※筑後川、矢部川の一部は一部略。

## 2-9 広域避難場所一覧表

令和5年4月現在

施設名	所在地	グランド	最大収容 人員(人)	電話番号 (0944)
柳河小学校	柳川市恵美須町28	○	80	73-0175
城内小学校	柳川市本町84	○	130	72-2232
矢留小学校	柳川市矢留本町21	○	90	73-1929
東宮永小学校	柳川市下宮永町374	○	130	72-3743
両開小学校	柳川市有明町1750	○	140	72-3741
昭代第一小学校	柳川市田脇810	○	80	72-3444
昭代第二小学校	柳川市西浜武1490	○	80	72-3334
蒲池小学校	柳川市金納455	○	90	72-6145
皿垣小学校	柳川市大和町栄1542	○	120	76-0006
有明小学校	柳川市大和町皿垣開600	○	130	76-0102
中島小学校	柳川市大和町中島68	○	170	76-3321
六合小学校	柳川市大和町六合1661-1	○	130	76-0008
大和小学校	柳川市大和町栄563	○	110	76-3701
豊原小学校	柳川市大和町豊原125	○	130	72-3046
藤吉小学校	柳川市三橋町藤吉502	○	130	72-2626
矢ヶ部小学校	柳川市三橋町柳河460-1	○	70	72-2836
二ツ河小学校	柳川市三橋町百町735-1	○	90	72-2834
垂見小学校	柳川市三橋町垂見1610	○	100	72-2837
中山小学校	柳川市三橋町中山352	○	100	63-2409
柳城中学校	柳川市本城町144	○	160	72-6215
柳南中学校	柳川市上宮永町645-2	○	200	74-3171
昭代中学校	柳川市西浜武1494	○	190	72-6195
蒲池中学校	柳川市金納455	○	90	72-3840
大和中学校	柳川市大和町鷹ノ尾1	○	280	76-4121
三橋中学校	柳川市三橋町垂見580-1	○	170	72-5277
大和B&G海洋センター	柳川市大和町鷹ノ尾106	○	270	76-1120
大和漁村センター	柳川市大和町中島385	×	88	76-0864
柳川総合保健福祉センター	柳川市上宮永町6-3	×	53	75-6200
大和総合保健福祉センター	柳川市大和町栄234	×	32	76-4833
三橋総合保健福祉センター	柳川市三橋町正行476	×	21	72-7111
三橋体育センター	柳川市三橋町大字正行431-2	○	260	73-4489

## 第1次避難所（自主避難施設）

令和5年4月現在

No	施設名	所在地	電話番号	床面積 (㎡)	収容可能人員 (人)	階層
1	柳川市民文化会館	柳川市上宮永町46	73-7777	5,852	400	3階建て
2	柳河ふれあいセンター	柳川市新町5-2	72-5478	610	90	2階建て
3	城内コミュニティ防災センター	柳川市本町53-1	73-9556	750	120	2階建て
4	矢留うぶすな館	柳川市矢留本町150	73-8398	670	110	1階建て
5	柳川農村環境改善センター	柳川市下宮永町132-1	74-1790	1,050	170	2階建て
6	有明まほろばセンター	柳川市有明町1490	73-6792	670	110	1階建て
7	就業改善センター	柳川市久々原126-3	73-6790	800	130	2階建て
8	蒲池農村環境改善センター	柳川市矢加部251-3	73-6791	760	120	2階建て
9	柳川市大和生涯学習センター	柳川市大和町栄231	76-1116	2,080	340	2階建て
10	豊原コミュニティセンター	柳川市大和町豊原138-1	73-6767	380	63	1階建て
11	大和コミュニティセンター	柳川市大和町明野426-1	76-3269	330	55	1階建て
12	皿垣コミュニティセンター	柳川市大和町栄1495-3	76-1519	330	55	1階建て
13	有明コミュニティセンター	柳川市大和町皿垣開560-1	76-3173	329	54	1階建て
14	大和漁村センター（中島コミュニティセンター）	柳川市大和町中島385	76-0864	531	88	2階建て
15	六合コミュニティセンター	柳川市大和町六合1677	76-5822	330	55	1階建て
16	柳川市三橋生涯学習センター	柳川市三橋町正行431-2	73-4489	2,130	350	2階建て
17	矢ヶ部コミュニティセンター	柳川市三橋町柳河431-1	74-2982	330	55	1階建て
18	二ツ河コミュニティセンター	柳川市三橋町木元57	74-2909	380	63	1階建て
19	垂見コミュニティセンター	柳川市三橋町垂見1583-2	72-5230	212	46	1階建て
20	中山コミュニティセンター	柳川市三橋町中山794-2	63-5524	660	110	2階建て
21	藤吉コミュニティセンター	柳川市三橋町高畑256	76-6466	450	75	1階建て

## 福祉避難所（避難行動要支援者用）

22	子育て支援拠点施設 このゆびとまれ	柳川市上宮永22-7	72-7706	308	20組	1階建て
23	柳川総合保健福祉センター	柳川市上宮永町6-3	75-6200	322	53	2階建て
24	大和総合保健福祉センター	柳川市大和町栄234	76-4833	196	32	2階建て
25	三橋総合保健福祉センター	柳川市三橋町正行476	72-7111	129	21	2階建て

## ペット同伴避難施設

26	柳川市民体育館	柳川市本町53-1	74-1221	4730	100組	1階建て
----	---------	-----------	---------	------	------	------

## 第2次避難所（大規模災害時）

27	柳河小学校	柳川市恵美須町28	73-0175	510	80	3階建て
28	城内小学校	柳川市本町84	72-2232	810	130	3階建て
29	矢留小学校	柳川市矢留本町21	73-1929	560	90	3階建て
30	東宮永小学校	柳川市下宮永町374	72-3743	810	130	3階建て
31	両開小学校	柳川市有明町1750	72-3741	850	140	3階建て
32	昭代第一小学校	柳川市田脇810	72-3444	490	80	3階建て
33	昭代第二小学校	柳川市西浜武1490	72-3334	480	80	3階建て
34	蒲池小学校	柳川市金納455	72-6145	560	90	3階建て
35	豊原小学校	柳川市大和町豊原125	72-3046	830	130	3階建て
36	大和小学校	柳川市大和町栄563	76-3701	690	110	3階建て
37	皿垣小学校	柳川市大和町栄1542	76-0006	760	120	3階建て
38	有明小学校	柳川市大和町皿垣開600	76-0102	830	130	3階建て
39	中島小学校	柳川市大和町中島68	76-3321	1,050	170	3階建て
40	六合小学校	柳川市大和町六合1661-1	76-0008	830	130	2階建て
41	二ツ河小学校	柳川市三橋町百町735-1	72-2834	580	90	3階建て

## 2-10 避難所一覧表

42	矢ヶ部小学校	柳川市三橋町柳河460-1	72-2836	440	70	3階建て
43	中山小学校	柳川市三橋町中山352	63-2409	600	100	3階建て
44	垂見小学校	柳川市三橋町垂見1610	72-2837	600	100	2階建て
45	藤吉小学校	柳川市三橋町藤吉502	72-2626	830	130	3階建て
46	柳城中学校	柳川市本城町82-2	72-6215	1,010	160	3階建て
47	柳南中学校	柳川市上宮永町645-2	74-3171	1,270	200	3階建て
48	昭代中学校	柳川市西浜武1494	72-6195	1,170	190	3階建て
49	蒲池中学校	柳川市金納455	72-3840	570	90	3階建て
50	大和中学校	柳川市大和町鷹ノ尾1	76-4121	1,740	280	3階建て
51	三橋中学校	柳川市三橋町垂見580-1	72-5277	1,050	170	3階建て
52	大和B&G海洋センター	柳川市大和町鷹ノ尾106	76-1120	1,620	270	1階建て
53	三橋体育センター	柳川市三橋町正行431-2	73-4489	1,600	260	1階建て

## 福祉避難施設（大規模災害時）

54	特別養護老人ホームふるさとホーム	柳川市東蒲池564-1	72-7624	-	28	3階建て
55	特別養護老人ホーム第二おやさと	柳川市東蒲池225	75-1888	-	15	3階建て
56	特別養護老人ホームよのもと	柳川市東蒲池521-1	75-6777	-	10	3階建て
57	特別養護老人ホーム第二敬和苑	柳川市大和町塩塚1378	75-7788	-	10	4階建て
58	特別養護老人ホームありあけ園	柳川市三橋町五拾町547	63-3321	-	5	2階建て
59	特別養護老人ホームエルンテハイム	柳川市三橋町蒲船津194-2	74-8655	-	5	3階建て
60	介護老人保健施設水郷苑	柳川市上宮永町269	74-4001	-	5	3階建て
61	介護老人保健施設柳川やすらぎの里	柳川市西浜武1076-5	74-2230	-	6	4階建て
62	介護老人保健施設シャンティ	柳川市大和町豊原521-7	72-3508	-	8	4階建て
63	第二白梅学園	矢加部539	72-0012	-	1	2階建て
64	第三白梅学園	矢加部539-1	74-0035	-	2	2階建て
65	養徳苑	東蒲池265	73-3043	-	5	2階建て
66	健康荘	金納301-5	74-1766	-	4	3階建て
67	第1宝箱 そらまめ	三橋町蒲船津1237-7	73-8849	-	3	2階建て

## 県立学校避難所（大規模災害時）

68	伝習館高等学校（体育館等）	柳川市本町142	73-3116	1,821	303	3階建て
69	柳河特別支援学校（体育館）	柳川市三橋町今古賀170	73-2263	450	75	3階建て
70	山門高等学校（体育館）	みやま市瀬高町上庄1730-1	62-4105	1,905	317	3階建て

## 2-11 緊急避難場所一覧表

令和5年4月現在

	施設名	所在地	電話番号	床面積 (m <sup>2</sup> )	収容 可能 人員 (人)	階層	災害ごとの指定状況				
							内水氾濫	洪水氾濫	高潮	地震	津波
1	柳川市民文化会館	柳川市上宮永町46	73-7777	5,852	400	3階建て	指定	2階以上部分限定で指定	×	指定	指定
2	柳河ふれあいセンター	柳川市新町5-2	72-5478	610	90	2階建て	指定	2階部分限定で指定	×	指定	指定
3	城内コミュニティ防災センター	柳川市本町53-1	73-9556	750	120	2階建て	指定	2階部分限定で指定	×	指定	指定
4	矢留うぶすな館	柳川市矢留本町150	73-8398	670	110	1階建て	指定	×	×	指定	×
5	柳川農村環境改善センター	柳川市下宮永町132-1	74-1790	1,050	170	2階建て	指定	2階部分限定で指定	×	指定	指定
6	有明まほろばセンター	柳川市有明町1490	73-6792	670	110	1階建て	指定	×	×	指定	×
7	就業改善センター	柳川市久々原126-3	73-6790	800	130	2階建て	指定	2階部分限定で指定	×	指定	指定
8	蒲池農村環境改善センター	柳川市矢加部251-3	73-6791	760	120	2階建て	指定	2階部分限定で指定	×	指定	指定
9	柳川市大和生涯学習センター	柳川市大和町栄231	76-1116	2,080	340	2階建て	指定	2階部分限定で指定	×	×	×
10	豊原コミュニティセンター	柳川市大和町豊原138-1	73-6767	380	63	1階建て	指定	×	×	指定	指定
11	大和コミュニティセンター	柳川市大和町明野426-1	76-3269	330	55	1階建て	指定	×	×	指定	指定
12	皿垣コミュニティセンター	柳川市大和町栄1495-3	76-1519	330	55	1階建て	指定	×	×	指定	指定
13	有明コミュニティセンター	柳川市大和町皿垣開560-1	76-3173	329	54	1階建て	指定	×	×	指定	指定
14	大和漁村センター (中島コミュニティセンター)	柳川市大和町中島385	76-0864	531	88	2階建て	指定	2階部分限定で指定	×	指定	指定
15	六合コミュニティセンター	柳川市大和町六合1677	76-5822	330	55	1階建て	指定	×	×	指定	指定
16	柳川市三橋生涯学習センター	柳川市三橋町正行431-2	73-4489	2,130	350	2階建て	指定	2階部分限定で指定	×	×	×
17	二ツ河コミュニティセンター	柳川市三橋町木元57	74-2909	380	63	1階建て	指定	×	×	指定	指定
18	矢ヶ部コミュニティセンター	柳川市三橋町柳河431-1	74-2982	330	55	1階建て	指定	×	×	指定	指定
19	中山コミュニティセンター	柳川市三橋町中山794-2	63-5524	660	110	2階建て	指定	2階部分限定で指定	×	指定	指定
20	垂見コミュニティセンター	柳川市三橋町垂見1583-2	72-5230	212	35	1階建て	指定	×	×	指定	指定
21	藤吉コミュニティセンター	柳川市三橋町高畑256	74-6466	450	75	1階建て	指定	×	×	指定	指定
22	柳河小学校	柳川市恵美須町28	73-0175	510	80	3階建て	指定	2階以上部分限定で指定	3階部分限定で指定	指定	指定
23	城内小学校	柳川市本町84	72-2232	810	130	3階建て	指定	2階以上部分限定で指定	3階部分限定で指定	指定	指定
24	矢留小学校	柳川市矢留本町21	73-1929	560	90	3階建て	指定	2階以上部分限定で指定	×	指定	指定
25	東宮永小学校	柳川市下宮永町374	72-3743	810	130	3階建て	指定	2階以上部分限定で指定	×	指定	指定
26	両開小学校	柳川市有明町1750	72-3741	850	140	3階建て	指定	2階以上部分限定で指定	×	指定	2階以上部分限定で指定
27	昭代第一小学校	柳川市田脇810	72-3444	490	80	3階建て	指定	2階以上部分限定で指定	×	指定	指定
28	昭代第二小学校	柳川市西浜武1490	72-3334	480	80	3階建て	指定	2階以上部分限定で指定	×	指定	指定
29	蒲池小学校	柳川市金納455	72-6145	560	90	3階建て	指定	2階以上部分限定で指定	3階部分限定で指定	指定	指定
30	豊原小学校	柳川市大和町豊原125	72-3046	830	130	3階建て	指定	2階以上部分限定で指定	3階部分限定で指定	指定	指定
31	大和小学校	柳川市大和町栄563	76-3701	690	110	3階建て	指定	2階以上部分限定で指定	3階部分限定で指定	指定	指定
32	皿垣小学校	柳川市大和町栄1542	76-0006	760	120	3階建て	指定	2階以上部分限定で指定	×	指定	指定
33	有明小学校	柳川市大和町皿垣開600	76-0102	830	130	3階建て	指定	2階以上部分限定で指定	×	指定	指定
34	中島小学校	柳川市大和町中島68	76-3321	1,050	170	3階建て	指定	2階以上部分限定で指定	×	指定	指定
35	六合小学校	柳川市大和町六合1661-1	76-0008	830	130	2階建て	指定	2階部分限定で指定	×	指定	指定
36	二ツ河小学校	柳川市三橋町百町735-1	72-2834	580	90	3階建て	指定	2階以上部分限定で指定	3階部分限定で指定	指定	指定
37	矢ヶ部小学校	柳川市三橋町柳河460-1	72-2836	440	70	3階建て	指定	2階以上部分限定で指定	3階部分限定で指定	指定	指定
38	中山小学校	柳川市三橋町中山352	63-2409	600	100	3階建て	指定	2階以上部分限定で指定	2階以上部分限定で指定	指定	指定
39	垂見小学校	柳川市三橋町垂見1610	72-2837	600	100	2階建て	指定	2階部分限定で指定	×	指定	指定

2-11 緊急避難場所一覧表

令和5年4月現在

施設名	所在地	電話番号	床面積 (m <sup>2</sup> )	収容 可能 人員 (人)	階層	災害ごとの指定状況				
						内水氾濫	洪水氾濫	高潮	地震	津波
40 藤吉小学校	柳川市三橋町藤吉502	72-2626	830	130	3階建て	指定	2階以上部分限定で指定	3階部分限定で指定	指定	指定
41 柳城中学校	柳川市本城町82-2	72-6215	1,010	160	3階建て	指定	2階以上部分限定で指定	3階部分限定で指定	指定	指定
42 柳南中学校	柳川市上宮永町645-2	74-3171	1,270	200	3階建て	指定	2階以上部分限定で指定	×	指定	指定
43 昭代中学校	柳川市西浜武1494	72-6195	1,170	190	3階建て	指定	2階以上部分限定で指定	×	指定	2階以上部分限定で指定
44 蒲池中学校	柳川市金納455	72-3840	570	90	3階建て	指定	2階以上部分限定で指定	3階部分限定で指定	指定	指定
45 大和中学校	柳川市大和町鷹ノ尾1	76-4121	1,740	280	3階建て	指定	2階以上部分限定で指定	3階部分限定で指定	指定	指定
46 三橋中学校	柳川市三橋町垂見580-1	72-5277	1,050	170	3階建て	指定	2階以上部分限定で指定	3階部分限定で指定	指定	指定
47 柳川市民体育館	柳川市本町53-1	74-1221	4,730	780	2階建て (4.5m)	指定	2階部分限定で指定	×	×	×
48 大和B&G海洋センター	柳川市大和町鷹ノ尾106	76-1120	1,620	270	1階建て	指定	×	×	×	×
49 子育て支援拠点施設 このゆびとまれ	柳川市上宮永町22-7	72-7706	308	20組	1階建て	指定	×	×	指定	×
50 柳川総合保健福祉センター	柳川市上宮永町6-3	75-6200	6,270	1,040	2階建て (4m)	指定	2階部分限定で指定	×	指定	指定
51 大和総合保健福祉センター	柳川市大和町栄234	76-4833	1,490	240	2階建て (4m)	指定	2階部分限定で指定	×	指定	指定
52 三橋総合保健福祉センター	柳川市三橋町正行476	72-7111	2,730	450	2階建て (3.9m)	指定	2階部分限定で指定	×	指定	指定
53 医療法人金子病院	柳川市久々原65	73-3407	200	60	3階建て	指定	2階以上部分限定で指定	3階部分限定で指定	指定	2階以上部分限定で指定
54 医療法人清和会長田病院	柳川市下宮永町523-1	73-3501	83	24	7階建て	指定	2階以上部分限定で指定	2階以上部分限定で指定	指定	指定
55 医療法人区原・川 護・教育研究財団 柳川病院	柳川市筑紫町29	72-6171	177	50	5階建て	指定	2階以上部分限定で指定	2階以上部分限定で指定	指定	指定
56 医療法人大城医院	柳川市矢留本町30	73-2427	150	40	3階建て	指定	2階以上部分限定で指定	×	指定	2階以上部分限定で指定
57 医療法人星子医院	柳川市三橋町下百町44	72-0123	83	24	10階建て	指定	2階以上部分限定で指定	2階以上部分限定で指定	指定	指定
58 専門学校柳川リハビリテーション学院	柳川市上宮永町116-1	72-1001	683	200	3階建て	指定	2階以上部分限定で指定	3階部分限定で指定	指定	指定
59 学校法人ハリウッド美容専門学園	柳川市三橋町柳河55-1	72-2707	700	200	3階建て	指定	2階以上部分限定で指定	3階部分限定で指定	指定	指定
60 学校法人杉森学園杉森高等学校	柳川市奥州町3	72-5216	700	200	4階建て	指定	2階以上部分限定で指定	2階以上部分限定で指定	指定	指定
61 伝習館高等学校 (体育館等)	柳川市本町142	73-3116	1,821	303	3階建て	指定	2階以上部分限定で指定	3階部分限定で指定	指定	指定
62 柳河特別支援学校 (体育館)	柳川市三橋町今古賀170	73-2263	450	75	3階建て	指定	×	×	指定	指定
63 山門高等学校 (体育館)	みやま市瀬高町上庄1730-1	62-4105	1,905	317	3階建て	指定	2階以上部分限定で指定	指定	指定	指定
64 ホテルルートイン柳川駅前	柳川市三橋町下百町210-10	050-5824-4101	675	100	7階建て	指定	2階以上部分限定で指定	2階以上部分限定で指定	指定	指定

## 2-12 福祉施設一覧表

令和5年4月現在

事業所名称	所在地	TEL	FAX	サービス種類
有明デイサービスセンター	上宮永町277-2	75-6500	75-1405	通所介護
JA柳川デイサービスセンター「たんぼぼ」	吉富町114-1	74-9980	74-3905	通所介護
デイサービスセンター太一	佃町1261-1	88-8854	88-8954	地域密着型通所介護
デイサービスセンター よろこび荘	久々原57	72-0711	72-0996	地域密着型通所介護
デイサービス きめっせ	田脇760-1	73-1213	75-6012	地域密着型通所介護
チンナー桃源郷	矢加部249-5	74-2888	74-5588	通所介護
チンナー第二桃源郷	矢加部260-1	74-1330	74-3465	通所介護
津留医院デイサービスセンター	大和町豊原170-5	77-8001	77-8002	通所介護
第二敬和苑デイサービスセンター	大和町塩塚1378	75-7788	75-7778	通所介護
デイサービスセンター 勝雄	大和町塩塚1386-1	75-3333	75-3331	通所介護
敬和苑デイサービスセンター	大和町栄220-2	76-5555	76-5566	通所介護
ほほえみ倶楽部デイサービスセンター	三橋町木元318	74-8800	74-8801	通所介護
デイサービスセンター そよかぜ	三橋町磯島123-1	73-7300	73-7300	通所介護
ふくしきーびす	三橋町柳河1001-3	73-3933	73-0380	通所介護
デイサービスセンターつどいの家柳川	三橋町柳河4-1	72-7786	72-7789	通所介護
デイサービス 太陽	三橋町白鳥616-3	72-2585	72-0101	通所介護
デイサービスセンター あいの里	三橋町五拾町547	63-3678	63-3672	通所介護
生き活き式番館	三橋町蒲船津408	72-6528	72-6565	通所介護・住宅型有料老人ホーム
デイサービスセンター サンブリッジ	三橋町正行476	75-1833	75-1834	通所介護
PEACH NO MORI	田脇144-3	78-1957	78-9271	通所介護
デイサービスセンターりはらいふ	上宮永町284-2	75-1130	75-1123	通所介護
デイサービス けあふれんず	古賀1-1	85-7947	85-7948	通所介護
デイサービスセンター りんごの樹	大和町徳増459-1	32-8135	32-8558	通所介護
柳川リハビリテーション病院 デイケアセンター	上宮永町113-2	72-0001	72-1127	通所リハビリテーション
金子病院 デイケアセンター	久々原65	73-3407	72-3298	通所リハビリテーション
わたなべ内科クリニックデイケアセンター	矢加部218	72-1636	74-2540	通所リハビリテーション
津留医院デイケアセンター	大和町豊原130-9	74-5105	74-5105	通所リハビリテーション
デイサービスセンター よろこび荘	久々原57	72-0711	72-0996	地域密着型通所介護
デイサービスセンター 「ミント」	大和町皿垣開7	32-8070	32-8370	地域密着型通所介護
有料老人ホーム さくらんぼ	大和町塩塚1337-1	76-5252	76-5211	特定施設入居者生活介護
介護付有料老人ホーム 勝雄	大和町塩塚1386-1	75-3333	75-3331	特定施設入居者生活介護
特別養護老人ホーム 第二おやさと	東蒲池225	75-1888	75-1889	介護老人福祉施設・短期入所生活介護
特別養護老人ホーム よのもと	東蒲池521-1	75-6777	75-6778	介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム ふるさとホーム	東蒲池564-1	72-7624	74-5464	介護老人福祉施設・短期入所生活介護
特別養護老人ホーム 第二敬和苑	大和町塩塚1378	75-7788	75-7778	介護老人福祉施設・短期入所生活介護
特別養護老人ホーム 敬和苑	大和町栄220-2	76-5555	76-5566	介護老人福祉施設・短期入所生活介護
特別養護老人ホーム ありあけ園	三橋町五拾町547	63-3321	63-3671	介護老人福祉施設・短期入所生活介護
特別養護老人ホーム エルンテハイム	三橋町蒲船津194-2	74-8655	74-8660	介護老人福祉施設・短期入所生活介護
特別養護老人ホーム ありあけ園(ユニット型)	三橋町五拾町547	63-3321	63-3671	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
介護老人保健施設 水郷苑	上宮永町柴原269	74-4001	74-4820	介護老人保健施設・通所リハ・短期入所
介護老人保健施設 柳川やすらぎの里	西浜武1076-5	74-2230	74-2312	介護老人保健施設・通所リハ・短期入所
介護老人保健施設 シャンティ	大和町豊原521-7	72-3508	72-1705	介護老人保健施設・通所リハ・短期入所
医療法人 金子病院	久々原65	73-3407	72-3298	介護医療院
デイサービス からたち	下宮永町624-8	75-6310	75-1176	認知症対応型通所介護
こぼらっと	矢留本町216-1	75-6281	75-6283	小規模多機能型居宅介護
小規模多機能型施設 チンナー甘露郷	西蒲池234-4	77-7878	77-7877	小規模多機能型居宅介護
小規模多機能型居宅介護 貴人	大和町豊原424-1	77-7100	77-7101	小規模多機能型居宅介護
小規模多機能型居宅介護 うらら	大和町皿垣開464-1	76-0555	76-0706	小規模多機能型居宅介護
小規模多機能型居宅介護事業所 おひさま	三橋町柳河1042-4	88-9631	88-9632	小規模多機能型居宅介護
小規模多機能型居宅介護 生き活き番館	三橋町百町1750-1	72-6517	72-6517	小規模多機能型居宅介護
グループホーム ゆとり庵	田脇760-1	75-6002	75-6012	認知症対応型共同生活介護・介護認知症対応型通所介護
グループホーム つくだ	佃町793-1	75-6330	75-6330	認知症対応型共同生活介護
グループホーム 春	西浜武1085-1	72-2211	72-2202	認知症対応型共同生活介護
グループホーム 合歓の木	久々原44-2	32-8208	32-8218	認知症対応型共同生活介護
グループホーム 桜の木	矢加部230-4	74-0862	74-0788	認知症対応型共同生活介護・介護認知症対応型通所介護
グループホーム 第二敬和苑	大和町塩塚1388-1	76-5556	76-5556	認知症対応型共同生活介護

## 2-12 福祉施設一覧表

令和5年4月現在

事業所名称	所在地	TEL	FAX	サービス種類
グループホーム 敬和苑	大和町栄220-2	76-5555	76-5566	認知症対応型共同生活介護
グループホーム ほほえみの家	三橋町木元321-1	72-1222	72-1222	認知症対応型共同生活介護
グループホーム 生き活き参番館	三橋町下百町217-5	72-7333	72-7333	認知症対応型共同生活介護
グループホーム まほろば	三橋町正行351	74-0081	85-5550	認知症対応型共同生活介護
グループホーム 太乙	大和町豊原669	85-7670		認知症対応型共同生活介護
生き活きケアステーション	三橋町吉開745-1	72-0600		定期巡回・随時対応型訪問介護看護
介護老人ホーム 柳光園	大和町塩塚1376	72-3145	72-3199	介護老人ホーム
ケアハウス 敬和苑	大和町栄220-2	76-5555	76-5566	軽費老人ホーム
おやさと	東蒲池225	74-3111	74-3141	軽費老人ホーム
シニアハウス やながわ	矢留本町216-1	75-6282	75-6283	住宅型有料老人ホーム
住宅型有料老人ホーム 太一	佃町1261-1	88-8854	88-8954	住宅型有料老人ホーム
はたち	三橋町吉開745-1	72-2014	72-2021	住宅型有料老人ホーム
サンホーム柳川	三橋町白鳥616-3	72-2585	72-0101	住宅型有料老人ホーム
ゆうゆうの森	三橋町柳河1001	85-9726	85-9810	住宅型有料老人ホーム
そよかぜ	三橋町磯島126-1	73-7300	73-7300	住宅型有料老人ホーム
住宅型有料老人ホームアイリス	下宮永町624番地8	75-1180	75-1181	住宅型有料老人ホーム
ひなた	三橋町柳河610	85-0635	85-0635	住宅型有料老人ホーム
ピオニー	三橋町今古賀210-2	72-4171		サービス付高齢者向け住宅
和顔施はさま	間96-6	73-6699	73-6680	サービス付高齢者向け住宅
メディアケアハウス津留	大和町豊原170-5	74-2132		サービス付高齢者向け住宅
第二白梅学園	矢加部539	73-0012	72-0113	障がい者福祉施設(施設入所支援等)
第三白梅学園	矢加部539-1	74-0035	74-0044	障がい者福祉施設(施設入所支援等)
養徳苑	東蒲池265	73-3043	74-2511	障がい者福祉施設(施設入所支援等)
健康荘	金納301-5	74-1766	74-1067	障がい者福祉施設(施設入所支援等)
柳川療育センター	三橋町棚町218-1	73-0039	73-0059	病院・障がい者福祉施設・小児科
かおり園	三橋町起田538-1	75-5030	75-5031	障がい者福祉施設(共同生活援助等)
障がい者就労支援センター かけはし	田脇109番地2	88-8210	88-8211	障がい者福祉施設(就労継続支援B型)
おかしのない	東蒲池198-8	85-9732	85-9733	障がい者福祉施設(放課後等デイサービス)
ソイル	曙町30-1	85-9329	85-9329	障がい者福祉施設(就労継続支援A型)
マーベラス	三橋町高畑204-2 SEビル3F	90-8833-196	78-9588	障がい者福祉施設(放課後等デイサービス)
コラボステーション宝箱	下宮永町118番地	73-8849	73-8871	障がい者福祉施設(生活介護等)
宝箱放課後くらぶ「リュック」	本町11-2	73-8849	73-8871	障がい者福祉施設(放課後等デイサービス)
宝箱しえあほーむCLOVER	三橋町柳河21-1エスベランサ柵島103号(107号)	73-8849	73-8871	障がい者福祉施設(共同生活援助)
第1宝箱 そらまめ	三橋町蒲船津1237-7	73-8849	73-8871	障がい者福祉施設(生活介護等)
和楽	金納305番地の2	73-7748	74-1067	障がい者福祉施設(共同生活援助)
第二和楽	金納301-4	74-0666	74-0666	障がい者福祉施設(共同生活援助)
第三和楽	金納428-4	72-6477	72-0113	障がい者福祉施設(共同生活援助)
アップライフ	上宮永町284番地2	75-1139	75-1123	障がい者福祉施設(就労継続支援A型等)
りんどう	三橋町百町1467-4	53-8204	41-1110	障がい者福祉施設(放課後等デイサービス等)
グループホーム翠甲	筑紫町70番地の49	88-9382	88-9385	障がい者福祉施設(共同生活援助)
障がい者就労支援センター はあもにい	三橋町枝光372番地3	32-8735	32-8736	障がい者福祉施設(就労継続支援B型等)
ワークショップ はあもにい	中町15番地3	32-8503	32-8504	障がい者福祉施設(就労継続支援A型等)
障がい者支援センター 有明ワークステーション	三橋町柳河833番地1	32-8401	32-8402	障がい者福祉施設(就労継続支援B型等)
ボラリス	蒲生129-1	73-9676	73-9676	障がい者福祉施設(就労継続支援B型)
LuLu	三橋町白鳥457-5	69-926	69-9266	障がい者福祉施設(放課後等デイサービス等)
グループホームかがやき柳川	三橋町高畑174-1	85-0590	88-8456	障がい者福祉施設(共同生活援助)
アンジュースマイル	三橋町柳河395番1号	86-6600	86-6601	障がい者福祉施設(共同生活援助)
こどもプラス柳川教室	三橋町下百町210-1	85-0791	85-0792	障がい者福祉施設(共同生活援助)
あのね	三橋町垂見1331-1	75-1800	75-1801	障がい者福祉施設(放課後等デイサービス等)
ことばと発達の相談室	三橋町下百町3-2	32-9261	32-9262	障がい者福祉施設(放課後等デイサービス等)
カラーズFC柳川	三橋町久未128			障がい者福祉施設(放課後等デイサービス等)
障がい者就労支援センター いこい	下宮永町635-13	88-9902	88-9903	障がい者福祉施設(就労継続支援B型)
就労支援センター ひかり	三橋町柳河822-4	73-8777	73-8778	障がい者福祉施設(就労継続支援B型)
HACO	城隅町22			障がい者福祉施設(就労継続支援A型)

2-13 救急業務実施体制の状況

令和5年4月現在

管内面積（令和5年4月1日現在）		77.15 k m <sup>2</sup>	
管内人口（令和5年4月1日現在）		63,017	
救急自動車台数	保有数		4
	内非常用	内高規格	0
		内高規格	4
	内高規格		4
救急隊数		4	
救命士運用隊数		4	
救急隊員数	合計		24
	うち資格者・修了者	救命士	22
		救急課程	2
		標準課程	0
		救急Ⅱ課程	0
	専任		0
	兼任		24
救命士運用開始年月日		H13. 4. 1	
医療機関数	合計		53
	救急告示医療機関	小計	2
		国公立	0
		公的	0
		私的	病院
	診療所		0
その他の医療機関		51	
人口10万人当たりの救急告示医療機関数		3.2	
現場到着平均所要時間（分）覚知～現着		5.5	
収容平均所要時間（分）覚知～病着		49.1	
救急出場件数	令和3年中	3,341	
	令和2年中	2,875	
	対前年増減率（％）	1.16	

## 2-14 医療機関一覧表

令和5年4月現在

施設名	所在地	電話番号 (0944)	FAX番号 (0944)	救急 指定	備考
くろだ整形クリニック	柳川市大浜町287-1	72-1111	72-3511		整形外科、リウマチ科、 リハビリテーション科
柳川リハビリテーション病院	柳川市上宮永町113-2	72-0001	72-1127		内科、整形外科、小児成型、神経内科、脳 神経外科、リハビリテーション科、循環器 内科、皮膚リハ科、呼吸器内科
長田病院	柳川市下宮永町523-1	72-3501	72-5027	○	内科、呼吸器内科、消化器内科
金子病院	柳川市久々原65	73-3407	72-3298		内科、消化器内科、循環器内科、 呼吸器内科、糖尿病内科、内分泌内科、 小児科、リハビリテーション科、皮膚科
まつなが内科クリニック	柳川市鬼童町49-1	72-5711	72-5787		胃腸内科、消化器内科、内視鏡内科、 呼吸器内科、循環器内科、 内分泌糖尿病内科
石橋医院	柳川市新町54	72-3176	72-3176		外科、整形外科、胃腸科、麻酔科
西村医院	柳川市立石906-1	72-0712	72-0713		内科
幾島医院	柳川市田脇754-3	73-3411	73-3545		内科、婦人科、小児科、漢内
柳川病院	柳川市筑紫町29	72-6171	72-2092	○	内科、循環器内科、消化器内科、外科、血 管心臓外科、消化器外科、乳腺外科、整形 外科、皮膚科、産婦人科
甲斐病院	柳川市筑紫町60-1	73-1217	72-1763		精神科、内科、心療内科
星子医院	柳川市三橋町下百町201-6	72-0123	72-0132		外科、内科、整形外科
甲斐田医院	柳川市西浜武1073-1	72-3435	74-2570		外科、内科、小児科、放射線科、整形、泌 尿器科、リハビリ科
弓削クリニック	柳川市間651-1	73-8400	73-8401		脳神経外科、神経内科、内科 外科、リハビリ科
江頭整形外科医院	柳川市本城町117-6	73-8480	73-8481		整形外科、リウマチ科、 リハビリテーション科
永江医院	柳川市本町4-2	72-3146	72-3464		内科
高橋皮ふ科医院	柳川市本町6-1	74-4155	74-4156		皮膚科、アレルギー科
二宮医院	柳川市本町20-1	73-2600	74-2600		内科、小児科
龍外科医院	柳川市宮永町27-2	72-2100	72-2119		外科、内科、整形外科 リハビリテーション科
益子医院	柳川市茂庵町4	73-2053	72-7718		内科
大城医院	柳川市矢留本町30	73-2427	75-1286		外科、胃腸科、内科
わたなべ内科クリニック	柳川市矢加部218	72-1636	74-2540		内科、消化器内科（内視鏡）
三橋長田医院	柳川市三橋町今古賀210-2	72-4171	72-5577		内科、循環器内科、糖尿内科、胃内科
村石循環器科・内科	柳川市三橋町蒲船津370-1	73-0099	73-0119		循環器科、内科、
松尾医院	柳川市三橋町白鳥486-1	72-2842	72-7139		消化器科、内科
川口内科医院	柳川市三橋町高畑293-1	73-2007	73-2008		内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内 科、放射線科
星子ひさし整形外科	柳川市三橋町久末632-2	74-5566	74-6606		整形外科、リハビリテーション科
津末医院	柳川市三橋町久末809-1	72-2516	72-5334		小児科、内科
やながわ星子クリニック	柳川市三橋町柳河419-6	72-0835	73-5908		外科、胃腸科、麻酔科
古賀医院	柳川市三橋町柳河815	72-2207	72-2341		内科、小児科
整形外科・皮膚科・柳川ツジ医院	柳川市三橋町柳河867-3	72-1122	73-6021		整形外科、皮膚科、形成外科、リュウマチ 科、リハビリ科
森田整形外科医院	柳川市三橋町藤吉475-5	72-5679	72-7236		外科、整形外科、 リハビリテーション科
溝上整形外科医院	柳川市大和町塩塚643-1	76-1234	76-5400		整形外科、リハビリテーション科
内田医院	柳川市大和町塩塚721	76-3003	76-3191		外科、内科
千蔵医院	柳川市大和町鷹ノ尾534-3	76-1854	75-7035		内科、胃腸科、呼吸器科
津留医院	柳川市大和町豊原130-9	74-5099	74-5097		外科、肛門科、消化器科
藤野医院	柳川市大和町中島1054-2	76-0011	76-1119		内科、小児科
よこち小児科医院	柳川市上宮永町131-1	72-1800	72-1880		小児科、内科、循環器科
立石耳鼻咽喉科医院	柳川市本城町3-13	72-3469	74-4208		耳鼻咽喉科、気管食道外科

阿久根眼科医院	柳川市筑紫町428-1	72-3376	72-3376		眼科
大熊泌尿器科皮膚科医院	柳川市本町131-4	72-5147	72-5311		泌尿器科
龍眼科医院	柳川市坂本町26-1	73-0880	73-0973		眼科
川崎耳鼻咽喉科医院	柳川市上町51-1	72-2235	72-2316		耳鼻咽喉科
立花レディースクリニック	柳川市三橋町藤吉530-11	73-2012	73-3502		産婦人科、麻酔科
みたむらクリニック	柳川市上宮永町83-1	74-2020	73-8484		産婦人科
藤吉クリニック	柳川市中町18	74-4025	74-4026		胃腸科、肛門科、外科、リハビリ科
耳鼻咽喉科伊東医院	柳川市三橋町高畑233	72-2557	74-1722		耳鼻咽喉科
森田皮膚科医院	柳川市三橋町藤吉475-12	74-3425	74-3426		皮膚科
やながわクリニック	柳川市三橋町下百町37-2	73-8755	88-8750		心療内科、精神科、内科、神経科
こにし眼科	柳川市三橋町藤吉513-1	75-4110	75-4109		眼科
鎌田クリニック	柳川市三橋町高畑253-1	72-2224	72-2227		外科、消化器内科、循環器内科 整形外科
中川ごうクリニック	柳川市三橋町木元368-5	75-1105	75-1107		泌尿器科、内視鏡外科、腎臓内科 美容外科
つつみ内科・皮ふ形成クリニック	柳川市大和町中島494-5	75-3578	75-3579		内科、消化器内科、形成外科、皮膚科、美 皮膚科、美容科
辻小児科・アレルギークリニック	柳川市三橋町下百町209-4	32-9898	32-9951		小児科、アレルギー科
ヤナガワ整形外科	柳川市三橋町下百町209-4	85-7455	85-7457		整形外科、リハビリ、リウマチ

## 2-15 歯科医院一覧表

令和5年4月現在

施設名	所在地	電話番号 (0944)	備考
あい歯科	柳川市三橋町下百町 46-2	72-2223	歯科・小児歯科 歯科口腔外科
相浦歯科医院	柳川市旭町 29	72-2789	歯科
ありあけ歯科クリニック	柳川市西浜武1016-2	73-7792	歯科
石井歯科医院	柳川市曙町 31	72-2080	歯科・小児歯科
石田歯科医院	柳川市三橋町久末 842-2	72-1182	歯科・小児歯科・矯正歯科、 歯科口腔外科
内田歯科医院	柳川市三橋町藤吉 527	73-0555	歯
江頭歯科医院	柳川市金納 5-7	73-0889	歯科、小児歯科
えがみ歯科	柳川市大和塩塚952	72-1007	歯科、小児歯科
えり歯科医院	柳川市三橋町白鳥 484-2	72-6116	歯科
大橋歯科医院	柳川市隅町 72-2	76-5789	歯科・小児歯科 歯科口腔外科
大淵いつき歯科クリニック	柳川市大和町豊原 589	85-8161	歯科・小児歯科 歯科口腔外科
かわぐち歯科医院	柳川市三橋町百町 1445-3	75-7770	歯科・小児歯科・矯正歯科 歯科口腔外科
木村博歯科医院	柳川市上宮永町 35-3	72-6278	歯、矯正、小歯、歯外
くめ歯科	柳川市上宮永町416-3	72-6777	歯科・小児歯科・矯正歯科
古賀歯科医院	柳川市恵美須町 25-1	72-2748	歯科
古賀剛歯科医院	柳川市筑紫町 70-56	73-8020	歯科・小児歯科・矯正歯科、 歯科口腔外科
古賀デンタルオフィス	柳川市三橋町枝光 165-3	72-2781	歯科
さいしょ歯科クリニック	柳川市三橋町今古賀 42-1	73-7588	歯科
さくら通り歯科クリニック柳城	柳川市城隅町 8-6	73-6012	歯科
しまず歯科医院	柳川市下宮永町 656-2	72-4367	歯科・小児歯科
竹下歯科医院	柳川市本町 33-1	75-6480	歯科・矯正歯科・小児歯科 歯科口腔外科
田中歯科医院	柳川市久々原 55	85-9660	歯科・小児歯科
中川歯科医院	柳川市三橋町下百町 36-6	78-1147	歯科・矯正歯科
なかしま矯正歯科医院	柳川市三橋町蒲船津1404-1	72-3210	歯科
長友歯科	柳川市三橋町高畑 260-3	74-1355	矯正歯科
新田歯科医院(奥州町)	柳川市奥州町 30-3	72-3304	歯科・小児歯科・矯正歯科
新田歯科医院(上町)	柳川市上町 7-6	76-3695	歯科・小児歯科・矯正歯科
ひえだ歯科医院	柳川市東蒲池 193-2	74-5757	歯科・小児歯科・矯正歯科
平河歯科医院	柳川市大和町中島 954-1	76-1144	歯
古澤歯科医院	柳川市新外町 3	74-0505	歯科
ホワイト歯科	柳川市三橋町蒲船津387-2	72-2033	歯科
松藤歯科医院	柳川市大和町中島143-1	73-0648	歯科
松本歯科医院	柳川市筑紫町 400-5	73-8148	歯科・歯科口腔外科
安田歯科医院	柳川市椿原町 15	72-0363	歯科・小児歯科・矯正歯科

柳川リハビリテーション病院 歯科口腔外科	柳川市上宮永町 113-2	72-6408	歯、小歯、歯外
大和まつふじ歯科クリニック	柳川市大和町中島 483-17	72-3346	歯科
龍歯科医院	柳川市柳町 16-4	74-3113	歯、小歯

## 2-16 災害時における臨時ヘリポート一覧表

令和5年4月現在

臨時ヘリポート名	所在地	施設管理者	備考 (幅m×長さm)
柳川むつごろうランド	橋本町389	市教育委員会	95×95
柳川市民大和グラウンド	大和町鷹ノ尾106	市教育委員会	80×90
柳川市民有明総合グラウンド	大和町大坪336	市教育委員会	100×100
柳川市民三橋グラウンド	三橋町正行431-2	市教育委員会	100×100

## 2-17公用車一覽表

令和5年4月1日現在

84 軽

21 小型

16 普通

121 台

No.	所管課	登録番号	種別	用途	車体	車名	定員	積載量 t	車両総 重量 (車両重 量)kg	備考
1	人事秘書課	久留米 330 そ 53-21	普通	乗用	箱型	トヨタ	5	-	(1,650)	
2	総務課	久留米 41 い 63-39	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,330	
3	総務課	久留米 480 き 82-21	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,340	
4	総務課	久留米 880 あ 7-16	軽	特種	公共応急作業車	ホンダ	4	-	1,290	
5	総務課	久留米 480 き 82-22	軽	貨物	バン(広報)	ダイハツ	4	0.25	1,340	広報車
6	企画課	久留米 480 え 5-81	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,340	
7	企画課	久留米 480 く 82-80	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,350	
8	柳川庁舎	久留米 200 さ 4-44	普通	乗合	キャブオーバ	トヨタ	26	-	4,650	マイクロバス
9	柳川庁舎	久留米 200 さ -82	普通	乗合	キャブオーバ	トヨタ	28	-	5,120	マイクロバス
10	柳川庁舎	久留米 480 せ 80-24	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,330	
11	柳川庁舎	久留米 480 こ 49-05	軽	貨物	バン	スズキ	4	0.25	1,350	
12	柳川庁舎	久留米 480 け 35-20	軽	貨物	バン	スズキ	4	0.25	1,350	
13	税務課	久留米 50 の 60-38	軽	乗用	ステーションワゴン	ダイハツ	4	-	(940)	
14	税務課	久留米 480 え 92-51	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,340	
15	税務課	久留米 480 き 95-91	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,340	
16	税務課収税対策係	久留米 480 え 5-84	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,340	
17	税務課収税対策係	久留米 480 け 57-56	軽	貨物	バン	スズキ	4	0.25	1,350	
18	税務課収税対策係	久留米 580 う 72-04	軽	乗用	箱型	スバル	4	-	(860)	
19	生活環境課	久留米 480 え 66-12	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,340	
20	生活環境課	久留米 400 ち 41-00	小型	貨物	キャブオーバ					
21	生活環境課	久留米 480 そ 64-07	軽	貨物	キャブオーバ	ダイハツ	2	0.35	1,230	
22	廃棄物対策課	久留米 480 こ 18-56	軽	貨物	ダンプ	ダイハツ	2	0.35	1,390	
23	廃棄物対策課	久留米 50 ま 55-16	軽	乗用	箱型	ダイハツ	4	-	(820)	
24	廃棄物対策課	久留米 480 え 66-13	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,340	
25	廃棄物対策課	久留米 100 さ 83-72	普通	貨物	ダンプ	日野	3	3.5	7,975	
26	福祉課	久留米 480 か 26-08	軽	貨物	バン	ホンダ	4	0.25	1,410	
27	福祉課(支援センター)	久留米 480 け 30-64	軽	貨物	バン	スズキ	4	0.25	1,350	
28	福祉課(支援センター)	久留米 480 け 31-52	軽	貨物	バン	スズキ	4	0.25	1,350	
29	福祉課(支援センター)	久留米 581 あ 32-99	軽	乗用	箱型					
30	福祉課(支援センター)	久留米 581 あ 33-00	軽	乗用	箱型					
31	福祉課(支援センター)	久留米 581 あ 33-01	軽	乗用	箱型					
32	福祉課(支援センター)	久留米 580 は 48-12	軽	乗用	箱型	スズキ	4	-	(710)	
33	福祉課	久留米 41 あ 55-75	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,330	
34	子育て支援課	久留米 480 か 98-07	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,340	
35	子育て支援課	久留米 41 あ 55-73	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,330	
36	子育て支援課	久留米 480 き 91-54	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,340	
37	健康づくり課	久留米 480 い 4-77	軽	貨物	バン	ホンダ	4	0.25	1,410	
38	健康づくり課	久留米 40 ら 66-70	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.1	1,270	
39	健康づくり課	久留米 480 く 69-50	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,350	
40	総合保健福祉センター	久留米 50 ひ 70-14	軽	乗用	箱型	ホンダ	4	-	(820)	
41	人権・同和対策室	久留米 480 さ 8-12	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,360	
42	建設課	久留米 400 さ 1-75	小型	貨物	バン	トヨタ	5	0.3	1,670	
43	建設課	久留米 41 う 44-01	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,320	
44	建設課	久留米 480 こ 49-04	軽	貨物	バン	スズキ	4	0.25	1,350	
45	建設課	久留米 480 こ 58-82	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,350	
46	建設課	久留米 400 さ 82-59	小型	貨物	ダンプ	いすゞ	3	2	4,935	
47	建設課	久留米 480 く 82-81	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,350	
48	建設課	久留米 580 の 87-18	軽	乗用	ステーションワゴン	スズキ	4	-	(1,000)	4WD
49	建設課	久留米 480 き 95-92	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,340	
50	建設課	久留米 400 ち 40-20	小型	貨物	キャブオーバ					
51	建設課	久留米 401 ち 64-38	小型	貨物	ダンプ	いすゞ	3	2	4,945	
52	都市計画課	久留米 480 か 26-07	軽	貨物	バン	ホンダ	4	0.25	1,410	
53	都市計画課	久留米 480 け 35-21	軽	貨物	バン	スズキ	4	0.25	1,350	
54	都市計画課	久留米 480 く 58-83	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,350	
55	都市計画課	久留米 480 あ 74-31	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,350	
56	都市計画課	久留米 480 せ 62-13	軽	貨物	ダンプ					
57	下水道課	久留米 50 は 19-97	軽	乗用	箱型	ダイハツ	4	0.81		
58	下水道課	久留米 44 は 66-26	小型	貨物	バン	トヨタ	5	0.3	1,665	
59	観光課	久留米 500 も 83-90	小型	乗用	ステーションワゴン	ホンダ	8	-	(1,520)	
60	観光課	久留米 40 め 85-30	軽	貨物	キャブオーバ	ダイハツ	2	0.35	1,130	
61	観光課	久留米 400 た 81-78	小型	貨物	キャブオーバー	トヨタ	3	1.5	3,245	
62	観光課	久留米 580 あ 30-63	軽	乗用	ムーブ					
63	生活支援課	久留米 50 ま 49-00	軽	乗用	箱型	ニッサン	4	-	(850)	
64	生活支援課	久留米 480 け 57-57	軽	貨物	バン	スズキ	4	0.25	1,350	
65	生活支援課	久留米 480 せ 86-15	小型	貨物	バン					
66	議会事務局	久留米 300 み 59-08	普通	乗用	箱型	トヨタ	5	-	(1,650)	
67	大和市民サービス課	久留米 480 こ 27-74	軽	貨物	キャブオーバ	スズキ	2	0.35	1,160	

68	大和市民サービス課	久留米	88	な	29-05	小型	特種	消防車	ニッサン	5	-	1,485	
69	大和庁舎	久留米	480	す	61-17	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1	
70	大和庁舎	久留米	480	か	77-04	軽	貨物	バン(広報)	スズキ	4	0.25	1,360	広報車
71	大和庁舎	久留米	480	き	91-57	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,340	
72	商工ブランド振興課	久留米	480	え	5-83	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,340	
73	商工ブランド振興課	久留米	480	か	98-08	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,340	
74	農業委員会	久留米	50	の	55-81	軽	乗用	箱型	スズキ	4	-	(760)	
75	農政課	久留米	480	さ	68-64	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1	
76	農政課	久留米	400	さ	94-16	小型	貨物	バン(021)	トヨタ	5	0.25	1,525	
77	水路課	久留米	800	さ	-95	普通	特種	清掃車	日野	3	2.75	7,935	パキューム車
78	水路課	久留米	41	あ	41-96	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,330	
79	水路課	久留米	480	き	8-87	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,340	
80	水路課	久留米	480	さ	10-58	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,410	
81	水路課	久留米	480	そ	56-64	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.35	1,440	
82	水路課	久留米	44	ぬ	33-88	小型	貨物	キャブオーバ	マツダ	6	0.75	2,420	
83	水路課	久留米	44	ぬ	39-27	小型	貨物	ダンプ	ニッサン	3	2	5,235	ユニック
84	水路課	久留米	480	こ	40-79	軽	貨物	ダンプ	スズキ	2	0.35	1,440	
85	水路課	久留米	400	す	49-17	小型	貨物	ダンプ	三菱	3	2	4,785	
86	水路課	久留米	400	そ	63-95	小型	貨物	ダンプ	いすゞ	3	2	4,985	
87	水産振興課	久留米	400	す	41-83	小型	貨物	バン	ニッサン	5	0.25	1,655	
88	水産振興課	久留米	400	す	97-92	小型	貨物	バン	ニッサン	5	0.25	1,655	
89	三橋市民サービス課	久留米	480	え	5-80	軽	貨物	キャブオーバ	ダイハツ	2	0.35	1,190	
90	三橋庁舎	久留米	480	く	18-90	軽	貨物	バン	スズキ	4	0.25	1,360	
91	三橋庁舎	久留米	480	せ	21-31	軽	貨物	バン					
92	三橋市民サービス課	久留米	800	さ	24-65	小型	特種	消防車	ホンダ	5	-	1,505	
93	三橋庁舎	久留米	480	え	92-50	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,340	
94	人権・同和教育推進室	久留米	480	さ	8-11	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,360	
95	生涯学習課	久留米	41	い	23-92	軽	貨物	キャブオーバ	スズキ	2	0.35	1,160	
96	生涯学習課	久留米	480	こ	49-06	軽	貨物	バン	スズキ	4	0.25	1,350	
97	生涯学習課	久留米	41	か	49-38	軽	貨物	バン	スズキ	4	0.25	1,320	
98	生涯学習課	久留米	500	ち	69-20	小型	乗用	ステーションワゴン	ダイハツ	7	-	(1,090)	
99	生涯学習課	久留米	500	む	70-37	小型	乗用	ステーションワゴン	ホンダ	8	-	(1,520)	
100	生涯学習課	久留米	480	そ	48-79	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,390	
101	生涯学習課	久留米	480	そ	54-10	軽	貨物	キャブオーバ	スズキ	2	0.35	1,160	
102	学校教育課	久留米	40	ら	22-09	軽	貨物	キャブオーバ	ダイハツ	2	0.35	1,180	
103	学校教育課	久留米	41	あ	42-26	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,330	
104	学校教育課	久留米	480	き	65-78	軽	貨物	キャブオーバ	ダイハツ	2	0.35	1,190	
105	学校教育課	久留米	50	ま	75-70	軽	乗用	箱型	ニッサン	4	-	(850)	
106	柳川給食センター	久留米	100	す	41-16	普通	貨物	バン	日野	3	2	5,285	
107	柳川給食センター	久留米	100	さ	93-14	普通	貨物	バン	いすゞ	3	2	5,345	
108	柳川給食センター	久留米	100	さ	93-15	普通	貨物	バン	いすゞ	3	2	5,345	
109	大和給食センター	久留米	100	す	13-89	普通	貨物	バン	日野	3	2	5,355	
110	大和給食センター	久留米	100	す	13-92	普通	貨物	バン	日野	3	2	5,355	
111	大和給食センター	久留米	100	す	41-21	普通	貨物	バン	トヨタ	3	2	5,475	
112	大和給食センター	久留米	100	す	41-22	普通	貨物	バン	トヨタ	3	2	5,475	
113	三橋給食センター	久留米	100	さ	13-47	普通	貨物	バン	ニッサン	3	1.65	4,225	
114	三橋給食センター	久留米	100	さ	34-96	普通	貨物	バン	いすゞ	3	1.75	4,275	
115	三橋給食センター	久留米	100	す	79-48	普通	貨物	バン	三菱	3	2		
116	図書館	久留米	480	え	5-82	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,340	
117	国土調査課	久留米	400	さ	2-29	小型	貨物	バン	トヨタ	5	0.25	1,505	
118	国土調査課	久留米	480	き	8-86	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,340	
119	国土調査課	久留米	480	さ	18-87	軽	貨物	バン	スズキ	4	0.25	1,310	
120	国土調査課	久留米	480	く	18-89	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,360	
121	国土調査課	久留米	480	く	69-48	軽	貨物	バン	ダイハツ	4	0.25	1,350	

2-18 漁港一覧表  
(有明地区)

令和5年4月現在

漁港名	種別	所在地	漁港指定年月日	管理者
沖端	2	柳川市矢留町地先	S26.10.17	福岡県
東宮永	1	柳川市佃町地先	S28.3.5	柳川市
両開	1	柳川市橋本町地先	S27.10.6	柳川市
久間田	1	柳川市七ツ家地先	S40.5.12	柳川市
有明	1	柳川市大和町明野地先	S28.3.5	柳川市
皿垣開	1	柳川市大和町皿垣開地先	S28.3.5	柳川市
中島	2	柳川市大和町中島地先	S27.6.23 (S37.1.30)	柳川市

- ※ ・第1種漁港…その利用範囲が地元の漁業を主とするもの。  
 ・第2種漁港…その利用範囲が第1種漁港よりも広く第3種漁港に属しないもの。  
 ・下段( )は現行の種別に指定切りかえの年月日。

2-19 一般ガス事業者一覧表

令和5年4月現在

事業者又は支店名	電話番号	所在地	供給区域
西日本ガス㈱	(0944) 74-1414	柳川市新外町89-2	柳川市及び三橋町の一部

## 2-2-1 近隣火葬場一覧表

令和5年4月現在

名称	所在地	処理能力 (体/日)	備考 (火葬炉数)
有峰苑みやま柳川	みやま市瀬高町下庄 565 番地 1	10	6 基

## 2-2-2 ゴミ焼却施設一覧表

令和5年4月現在

施設名	管理者	構成市町村	竣工年月	型式	能力 (t/日)
有明生活環境施設組合 クリーンセンター	有明生活環境施設組合	柳川市 みやま市	令和4年2月	全連続式 スト ーカ 炉	92t/日 (46t/24H) ×2 炉

## 2-2-3 し尿処理施設一覧表

令和5年4月現在

市町村圏	施設名	管理者	構成市町村	竣工年月	型式	能力 (t/日)
有明	筑水園	大川柳川衛生組合	大川市・柳川市	平成7年10月	高負荷	195

## 3-1 災害時の連絡先

令和4年4月現在

名称	電話(0944)	FAX(0944)	防災行政無線	(防災無線)FAX	住所
<b>市行政機関</b>					
柳川庁舎	73-8111	74-1374	78-207-70	1-78-207-75	柳川市本町87-1
大和庁舎	76-1111	76-1170			柳川市大和町鷹ノ尾120
三橋庁舎	72-7111	73-8405			柳川市三橋町正行431
柳川市消防本部・柳川消防署	74-0119		78-662-70	1-78-662-75	柳川市本城町4-2
柳川市消防署東部出張所	75-7193				柳川市大和町六合185番地
<b>福岡県</b>					
災害時優先	092-641-4734				福岡市博多区東公園7-7
総務部防災企画課					〃
課長	092-643-3110		78-700-7020		〃
防災危機管理専門監	092-643-3119				〃
防災企画係	092-643-3112		78-700-7021		〃
防災情報係	092-643-3114		78-700-7024		〃
国土強靱化班	092-643-3115		78-700-2470		〃
原子力安全対策係	〃		78-700-2487		〃
国民保護係	092-643-3123		78-700-2489		〃
総務班	〃		78-700-7022		〃
消防防災指導課					〃
課長	092-643-3106		78-700-2490		〃
消防係	092-643-3111		78-700-7025		〃
防災指導係	092-643-3113		78-700-7023		〃
統制室	092-643-3116		78-700-7026		〃
宿直室			78-700-7027		〃
通信機械室			78-700-7028		〃
災害対策本部室			78-700-7500 ～7504		〃
衛星回線無線室			78-700-7510 ～7519		〃
総務部行政経営企画課	092-643-3027		78-700-7012		〃
企画振興部総合政策課	092-643-3156		78-700-7032		〃
保健医療介護部保健医療介護総務課	092-643-3238		78-700-7042		〃
環境部環境政策課	092-643-3354		78-700-7052		〃
福祉労働部福祉総務課	092-643-3244		78-700-7082		〃
商工部商工政策課	092-643-3413		78-700-7062		〃
農林水産部農林水産政策課	092-643-3468		78-700-7072		〃
県土整備部県土整備総務課	092-643-3636		78-700-7102		〃
県土整備部河川課	092-643-3666		78-700-7103	1-78-700-7396	〃
建築都市部建築都市総務課	092-651-1111		78-700-7112		〃
筑後農林事務所 総務課	0942-52-5642		78-803-701	1-78-803-760	筑後市大字和泉606-1
南筑後県土整備事務所柳川支所	72-4155	74-3890	78-812-711	1-78-812-761	柳川市三橋町今古賀8-1
南筑後保健福祉環境事務所	72-2111		78-812-743		柳川市三橋町今古賀8-1
<b>警察</b>					
福岡県警察本部警備課	092-641-4141		78-700-7202		福岡市博多区東公園7-7
柳川警察署	74-0110				柳川市三橋町今古賀53-1
昭代交番	73-9418				柳川市田脇917-2
京町交番	74-0792				柳川市本町10-10
大和交番	76-3792				柳川市大和町中島978
西鉄駅前交番	74-0791				柳川市三橋町下百町38
金納駐在所	74-0794				柳川市金納545-2
垂見駐在所	72-8442				柳川市三橋町棚町505-14
<b>指定地方行政機関</b>					
福岡管区气象台	092-725-3601		78-981-70		福岡市中央区大濠1-2-36
筑後川河川事務所	0942-33-9131				久留米市高野1丁目2番1号
筑後川河川事務所矢部川出張所	63-2520				みやま市瀬高町上庄470
筑後川河川事務所大川出張所	86-2516				大川市大字向島2631-2
福岡国道事務所瀬高維持出張所	63-4401				みやま市瀬高町下庄801-3
福岡国道事務所有明海沿岸道路出張所	74-2930				柳川市三橋町藤吉495
三井海上保安部	53-0521				大牟田市新港町1
福岡農政事務所	092-281-8261				福岡市博多区住吉3-17-21
福岡空港事務所	092-621-2221				福岡市博多区上臼井宇屋敷295

名称	電話(0944)	FAX(0944)	防災行政無線	(防災無線)FAX	住所
佐賀空港出張所	0952-46-0002				佐賀市川副町大字犬井道9476-187
<b>自衛隊</b>					
陸上自衛隊第4師団司令部第3部防衛班	092-591-1020		78-983-70		春日市大和町5-12
久留米駐屯地第4特科連隊	0942-43-5391				久留米市国分町
<b>指定公共機関</b>					
九州旅客鉄道株式会社	092-474-2501				福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号
西日本電信電話株式会社福岡支店	092-714-8500				福岡市博多区博多駅東3-2-28
NTTコミュニケーションズ(株)	03-3500-8111				東京都千代田区内幸町1丁目1番6号
KDDI(株)	03-3347-0077				東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号カデデンエタワー
ソフトバンク(株)	03-6889-2000				東京都港区東新橋1-9-1
(株)NTTドコモ九州支社	092-717-5511				福岡県福岡市中央区渡辺通2-6-1
日本銀行福岡支店	092-725-5511				福岡市中央区天神4-2-1
日本赤十字社福岡県支部	092-523-1171		78-980-70		福岡市南区大楠3-1-1
日本放送協会福岡放送局	092-724-2800		78-982-70		福岡市中央区六本松1-1-10
西日本高速道路(株)	06-6344-4000				大阪府大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ18階
日本通運(株)福岡支店	092-291-7126				福岡市博多区下呉服町1-1
福山通運(株)大牟田営業所	54-2212				大牟田市船津町416
佐川急便(株)みやま営業所	54-0332				みやま市瀬高町大江635-2
ヤマト運輸(株)福岡大川センター	0570-200-000				柳川市東蒲池638-1
九州西濃運輸(株)大牟田営業所	59-0022				大牟田市四山町80-80
九州電力(株)大牟田営業所	0120-986-211				大牟田市不知火町二丁目9番20号
柳川郵便局	72-2620				柳川市坂本町28-10
<b>指定地方公共機関</b>					
西日本鉄道(株)柳川管理駅	72-2503				
西日本ガス(株)	74-1414				柳川市新外町89-2
公益社団法人福岡県トラック協会	092-451-7878				福岡市博多区博多駅東1-18-8
一般社団法人福岡県LPガス協会	092-476-3838				福岡市博多区山王一丁目10番15号
公益社団法人福岡県医師会	092-431-4564				福岡市博多区博多駅前2丁目9番30号 福岡県医師会館4F
一般社団法人福岡県歯科医師会	092-771-3531				福岡市中央区大名1丁目12番43号
公益社団法人福岡県獣医師会	092-751-4749				福岡市中央区赤坂1丁目4-29
公益社団法人福岡県看護協会	092-631-1141				福岡県福岡市東区馬出4-10-1ナースプラザ福岡
公益社団法人福岡県薬剤師会	092-271-3791				福岡市博多区住吉2丁目20番15号
(株)西日本新聞社	092-711-5555				福岡市中央区天神1-4-1
(株)朝日新聞社西部本社	093-563-1131				北九州市小倉北区室町1-1-1
(株)毎日新聞社	093-541-3131				北九州市小倉北区紺屋町13-1
(株)読売新聞西部本社	092-715-6134				福岡市中央区赤坂1-16-5読売新聞西部本社3F
(株)時事通信社福岡支社	092-741-2536				福岡市中央区天神2-13-7福岡平和ビル7F
一般社団法人共同通信社福岡支社	092-781-4241				福岡県福岡市中央区天神1丁目4-1
RKB毎日放送(株)	092-852-6666				福岡市早良区百道浜2丁目3-8
(株)テレビ西日本	092-852-5555				福岡市早良区百道浜2-3-2
九州朝日放送(株)	092-721-1234				福岡市中央区長浜1-1-1
(株)福岡放送	092-532-1111				福岡市中央区清川2丁目22番8号
(株)エフエム福岡	092-791-7290				福岡市中央区清川1-9-19 渡辺通南ビル
(株)TVQ九州放送	092-262-0077				福岡市博多区住吉2-3-1
(株)CROSS FM	093-551-0770				北九州市小倉北区京町3-1-1 COLET/1' m10階
(株)九州国際エフエム	092-734-5462				福岡市中央区今泉1丁目12番23号 西鉄今泉ビル5F
特定非営利活動法人福岡県水難救済会	092-631-1416				福岡市博多区東公園7番7号
社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会	092-584-3377				福岡県春日市原町3丁目1-7
<b>広域連合・一部事務組合</b>					
有明広域葬祭施設組合					
有明生活環境施設組合					
大川柳川衛生組合					
柳川みやま土木組合					
花宗太田土木組合					
<b>協定締結機関</b>					
大牟田市	41-2894		78-202-70	1-78-202-75	大牟田市有明町2-3
みやま市	64-1502		78-561-70	1-78-651-75	みやま市瀬高町大字小川5
大川市	87-2101		78-212-70	1-78-212-75	大川市大字酒見256-1
筑後市	0942-53-4111		78-664-74		筑後市大字山ノ井898
大木町	32-1013		78-522-70	78-522-75	三潞郡大木町大字八町牟田255-1

名 称	電話(0944)	FAX(0944)	防災行政無線	(防災無線)FAX	住 所
荒尾市	0968-63-1111				熊本県荒尾市宮内出目390
南関町	0968-53-1111				熊本県玉名郡南関町大字関町1316
長洲町	0968-78-3111				熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766
柳川市建設業協会					
柳川市管工事協同組合					
柳川市三橋町管工事協同組合					
柳川市大和町管工事協同組合					
一般社団法人柳川山門医師会	72-2714				柳川市三橋町蒲船津351
一般財団法人医療・介護・教育研究財団柳川病院	72-6171				柳川市筑紫町29番地
金子病院	73-3407				柳川市久々原65
長田病院	72-3501				柳川市下宮永町523-1
大城医院	73-2427				柳川市矢留本町30
星子医院	72-0123				柳川市三橋町下百町44
柳川リハビリテーション病院	72-0001				柳川市上宮永町113-2
ハリウッドワールド美容専門学校	72-2707				柳川市三橋町柳河55-1
杉森高等学校	72-5216				柳川市奥州町3
諸藤工業(株)	74-1055				柳川市三橋町久末147
伝習館高等学校	73-3116				柳川市本町142
柳河特別支援学校	73-2263				柳川市三橋町今古賀170
山門高等学校	62-4105				みやま市瀬高町上庄1730-1
(株)マミーズ	74-8032				柳川市筑紫町334-16
柳川農業協同組合本所	73-6312				柳川市上宮永町425-1
(株)ゼンリン	092-281-7177				福岡市博多区祇園町1番1号博多祇園ビル4F
特別養護老人ホームふるさとホーム	72-7624				柳川市東蒲池564-1
特別養護老人ホーム第二おやさと	75-1888				柳川市東蒲池225
特別養護老人ホームよのもと	75-6777				柳川市東蒲池521-1
特別養護老人ホーム第二敬和苑	75-7788				柳川市大和町塩塚1378
特別養護老人ホームありあけ園	63-3321				柳川市三橋町五拾町547
特別養護老人ホームエルンテハイム	74-8655				柳川市三橋町蒲船津194-2
介護老人保健施設水郷苑	74-4001				柳川市上宮永町269
介護老人保健施設柳川やすらぎの里	74-2230				柳川市西浜武1076-5
介護老人保健施設シャンティ	72-3508				柳川市大和町豊原521-7
ホテルルートイン柳川駅前	050-5824-4101	75-1552			柳川市三橋町下百町210-10
柳川電気工事業協働組合	72-3355	74-4124			柳川市東蒲池654-1
大川電気工事業協同組合	32-8985	32-8986			柳川市蒲船津17-1
(一財)九州電気保安協会福岡支部	092-472-0296	092-471-5351			福岡市博多区美野島4-1-71
福岡法務局柳川支所	72-2640	72-2642			柳川市一新町1-9
(株)グッデイ	72-4545				那珂川市松本2-61
ヤフー(株)					東京都千代田区紀尾井町1-3
(株)ナフコ	73-6001	75-1040			柳川市三橋町枝光403
<b>その他防災上重要な機関</b>					
柳川商工会議所	73-7000	73-3030			柳川市本町117-2
柳川漁業協同組合本所	72-2955	72-1677			柳川市吉富町219-1
柳川市社会福祉協議会	72-5347	72-5346			柳川市上宮永町6-3
柳川山門医師会	72-2714				柳川市三橋町蒲船津351
柳川山門歯科医師会	74-1333				柳川市三橋町白鳥642-8
柳川山門薬剤師会	73-8085	73-8077			柳川市筑紫町79-5
柳川市シルバー人材センター	73-4585				柳川市東魚屋町17-3
福岡県介護保険広域連合	092-643-7055	092-641-2432			福岡市博多区千代4丁目1-27福岡自治会館3F
福岡県南広域水道企業団	0942-27-1561	0942-27-1795			久留米市荒木町白口55
福岡県南筑掃事業協同組合	72-0119				柳川市筑紫町397-1

### 3-2 柳川市消防団区域表

令和5年4月現在

本部及び分団名	区域
本部	柳川市全域
第1分団	柳河校区
第2分団	城内校区
第3分団	矢留校区(沖端)
第4分団	矢留校区(西宮永)
第5分団	東宮永校区
第6分団	両開校区
第7分団	蒲池校区
第8分団	昭代第一校区
第9分団	昭代第二校区
第10分団	豊原校区
第11分団	大和校区
第12分団	皿垣・有明校区
第13分団	中島校区
第14分団	六合校区
第15分団	藤吉校区(蒲船津、正行)・垂見校区(垂見、白鳥)・ニッ河校区(久末、百町)
第16分団	藤吉校区
第17分団	垂見校区
第18分団	ニッ河校区(百町、久末)・中山校区
第19分団	矢ヶ部校区
第20分団	ニッ河校区(新村、吉開、起田、木元、磯鳥)

柳川市消防団規則(規則第127号)平成17年3月21日

## 4-1 柳川市防災会議条例

平成17年3月21日

条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、柳川市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 柳川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員30人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 福岡県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 福岡県の警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 消防長
- (6) 教育長
- (7) 消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

6 前項の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月21日から施行する。

附 則 (平成24年9月27日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 4-2 柳川市防災会議委員名簿

令和5年6月5日

区分	機関名	職名
会長	柳川市	市長
第1号委員	国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所	所長
第2号委員	福岡県南筑後県土整備事務所 柳川支所	支所長
	福岡県筑後農林事務所	所長
	福岡県南筑後保健福祉環境事務所	所長
第3号委員	柳川警察署	署長
第4号委員	柳川市	副市長
	柳川市役所	総務部長
	柳川市役所	議会事務局長
	柳川市役所	会計管理者
	柳川市役所	市民部長
	柳川市役所	保健福祉部長
	柳川市役所	建設部長
	柳川市役所	産業経済部長(兼)大和庁舎長
	柳川市役所	教育部長(兼)三橋庁舎長
第5号委員	柳川市消防本部	消防長
第6号委員	柳川市教育委員会	教育長
第7号委員	柳川市消防団	団長
第8号委員	西日本電信電話(株) 福岡支店	災害対策室課長
	九州電力(株) 大牟田配電事業所	所長
	(株)西鉄ステーションサービス柳川管理駅	指導助役
	西日本ガス(株)	専務取締役
第9号委員	柳川山門医師会	理事
	地区社会福祉協議会連絡会	会長
第10号委員	柳川市行政区長代表委員協議会	副会長
	柳川市地域婦人会連絡協議会	会長
	柳川市民生委員児童委員協議会	会長
	(社)柳川市社会福祉協議会	事務局長

※委員の氏名は省略

区分	機関名	職名
会長	柳川市	市長
委員	福岡県南筑後県土整備事務所 柳川支所	支所長
委員	柳川警察署	署長
委員	柳川市	副市長
委員	柳川市役所	総務部長
委員	柳川市役所	議会事務局長
委員	柳川市役所	会計管理者
委員	柳川市役所	市民部長
委員	柳川市役所	保健福祉部長
委員	柳川市役所	建設部長
委員	柳川市役所	産業経済部長(兼)大和庁舎長
委員	柳川市役所	教育部長(兼)三橋庁舎長
委員	柳川市消防本部	消防長
委員	柳川市消防団	団長
委員	西日本電信電話(株) 福岡支店	災害対策室課長
委員	九州電力(株) 大牟田配電事業所	所長
委員	柳川市議会	議長
委員	柳川市議会 総務常任委員会	委員長
委員	柳川市議会 建設経済常任委員会	委員長
委員	花宗太田土木組合	事務局長
委員	柳川みやま土木組合	事務局長
委員	柳川農業協同組合	代表理事組合長

## 4-3 柳川市防災会議運営規程

平成17年3月21日

訓令第19号

(趣旨)

第1条 この訓令は、柳川市防災会議条例（平成17年柳川市条例第14号）第5条の規定に基づき柳川市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 防災会議の招集は、会長が行う。

2 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を付記しなければならない。

(会議)

第3条 防災会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 会長は、防災会議の議長となり、議事を整理する。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専決処分)

第4条 防災会議が成立しないとき、防災会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、会長は、防災会議が処理すべき事務のうち次に掲げる事項について専決処分することができる。

(1) 柳川市地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。

(2) 災害に関する情報を収集すること。

(3) 災害応急対策及び災害復旧に関し関係機関相互の連絡調整を図り、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(4) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成しその実施を推進すること。

(5) 緊急事態の発生により早急に決定を要すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(会議録)

第5条 会長は職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ保管しなければならない。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年3月21日から施行する。

## 4-4 柳川市災害対策本部条例

平成17年3月21日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、柳川市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときには、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月21日から施行する。

附 則（平成24年9月27日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 4-5 柳川市緊急通報システム事業実施要綱

平成27年4月23日

告示第69号

(趣旨)

第1条 この告示は、緊急通報システム事業として緊急通報装置（以下「装置」という。）を設置することにより、ひとり暮らしの高齢者等又はひとり暮らしの重度身体障害者（以下「高齢者等」という。）の急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、緊急事態における不安を解消し、もって生活の安全を確保するとともに、簡便な方法により高齢者等からの福祉等サービスについての相談を受けることに関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 緊急通報システム事業の実施主体は柳川市とする。ただし、業務の一部を事業者に委託することができる。

(事業の内容)

第3条 緊急通報システム事業（以下「事業」という。）は、高齢者等が家庭内での急病や在宅サービスの相談のため通報等が必要となった場合、速やかに当該高齢者等の救助等を行う制度とする。

2 緊急通報システムは、受信センター方式によるものとする。

3 前条ただし書の規定により、事業委託を受けた事業者（以下「事業者」という。）は、緊急通報を受けた場合において、その情報に基づき、緊急の対応が必要と判断したときは、消防本部や協力員に速やかに連絡を行うとともに、その他の適切な措置をとるものとする。

4 事業者は、定期的な声かけにより安否確認を行うとともに、緊急通報以外の各種相談等にも対応し、生活状況の把握や孤独感の解消に努めるものとする。

5 装置の設置台数は、1世帯につき1台とする。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、市内に居住する在宅の者のうち、緊急時に連絡をすることが困難な者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、病弱等のため日常生活において特に注意を要する者

(2) おおむね75歳以上の高齢者のみの世帯に属し、病弱等のため日常生活において特に注意を要する者

(3) ひとり暮らしの重度身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者

障害程度等級表の1級又は2級に該当する者をいう。)

(4) 前3号に準じる状態と市長が認める者

(申請)

第5条 緊急通報システムを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、緊急通報システム利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び緊急通報システム利用承諾書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、緊急時の連絡先として、原則2人の協力員を確保するものとする。

(決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、生活状況等を調査の上、その内容を審査し、適当と認めるときは、緊急通報システム利用決定（却下）通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により緊急通報システム利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）について、必要な事項を事業者に通知し、装置を設置するものとする。

(利用者の義務等)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 設置された装置を善良な管理者の注意をもって使用し、故意又は過失により機器を紛失し、破損し、又は故障させたときは、その補填又は修理に要する費用を負担すること。

(2) 装置が正常に作動するよう、事業者による保守点検に協力すること。

(3) 装置の現状を変更、若しくは転貸し、又は事業の目的以外の目的に使用しないこと。

(4) 緊急時において、協力員並びに消防本部及び市の職員又は事業者から派遣された要員等がやむを得ない理由により、居宅のドア、窓等を破壊した場合及び救急搬送後の居宅において損害が発生した場合に、協力員、消防本部、事業者又は柳川市に対し責任を問わないこと。

(協力員)

第8条 利用者は、原則として利用者の近隣に住み、すぐに駆けつけることができる者を協力員としなければならない。

2 協力員は、次に掲げる協力を行う。

(1) 緊急通報を受けた場合には、利用者の安否確認を行い、必要な措置をとり、かつ、近親者に連絡すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、事業の目的を達成するために必要な協力を行うこと。

3 協力員は、事業の活動等により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。協力員でなくなった場合も同様とする。

(費用負担等)

第9条 利用者は、事業の利用に係る費用として、1月当たり400円を直接事業者に支払うものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯については、この限りでない。

2 前項の利用者負担は、装置を設置した日(附則第2項の規定により利用の決定を受けた者とみなされた日を含む。)の属する月から利用を終了した日の属する月の前月までの期間について、毎月支払うものとする。

3 装置の利用に要する電話代(通話料、基本料金等をいう。)は、利用者の負担とする。

(異動及び辞退の届出)

第10条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、緊急通報システム利用異動(辞退)届(様式第4号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の氏名、住所又は電話番号に異動を生じたとき。
- (2) 緊急連絡先となる近親者又は協力員の氏名、住所又は電話番号に異動を生じたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、申請書に記載した事項に異動を生じたとき。
- (4) 第4条の要件に該当しなくなったとき。
- (5) 緊急通報システムの利用を辞退するとき。

(利用の取消)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 第7条の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請によって、緊急通報システムの利用の決定を受けたとき。
- (4) 利用者が第9条に規定する負担すべき費用を払わないとき。
- (5) 緊急通報システムの利用を辞退するとき。
- (6) 利用者が死亡又は転出したとき。
- (7) 利用者が社会福祉施設等に入所したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、市長が緊急通報システムの利用が適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により利用の決定が取り消されたときは、利用者は、速やかに装置を返還しなければならない。

(事業者への通知)

第12条 市長は、第10条又は前条第1項の規定により、緊急通報システムの利用につい

ての異動若しくは辞退の届出があり、又は利用の取消をしたときは、速やかに事業者に通知するものとする。

(関係機関との協力体制)

第13条 市長は、事業の実施に当たり、協力員、民生委員、消防本部及び事業者等と連携を保ち、その協力を得て円滑な推進を図るものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の柳川市緊急通報装置整備事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）第5条第1項の規定により緊急通報装置の給付を受けた者（以下「旧利用者」という。）である者は、この告示による改正後の柳川市緊急通報システム事業実施要綱（以下「新要綱」という。）第6条第1項の規定により利用の決定を受けた者とみなす。この場合において、旧利用者の装置に受信センターに通報可能な設定がされるまでの間は、なお従前の例による。
- 3 旧利用者については、新要綱第11条第2項の規定は、適用しない。

以下、様式（第1号～第4号）省略

## 4-6 柳川市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成17年3月21日

条例第103号

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第15条）
- 第5章 補則（第16条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資するものとする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

#### 第2章 災害弔慰金の支給

##### （災害弔慰金の支給）

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

##### （災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、

その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

#### (災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合（その症状が固定したときを含む。）において法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

#### (災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

#### (準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

#### (災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

#### (災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書きの場合は、5年）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。

## 第5章 補則

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年3月21日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の柳川市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年柳川市条例第20号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大和町条例第12号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年三橋町条例第20号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

## 4-7 柳川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成17年3月21日

規則第60号

### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第6条—第17条）

第5章 補則（第18条）

### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、柳川市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年柳川市条例第103号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日

- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号。以下「借入申込書」という。）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該

世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。）を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を、借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第5号。以下「借用書」という。）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間

及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、市長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

## 第5章 補則

（その他）

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年3月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の柳川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年柳川市規則第11号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年三橋町規則第10号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

以下、様式（第1号～第16号）、（参考）規則第2条・4条の調査事項、省略

## 4-9 柳川市防災コミュニティ無線個別受信機設置補助金交付要綱

平成26年3月31日

告示第43号

(目的)

第1条 この告示は、柳川市防災コミュニティ無線を受信する個別受信機（以下「個別受信機」という。）を設置する者に対し、個別受信機の購入経費の一部を補助することにより、個別受信機の設置を促進し、もって市民の情報伝達手段を充実し、並びに災害から市民の生命及び財産を守る行動を促すことを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「個別受信機」とは、市が防災コミュニティ無線を通じて発信する情報を受信して自動的に通報内容を機器により放送する機能を備えた屋内に設置する無線機をいう。

(補助の対象)

第3条 柳川市防災コミュニティ無線個別受信機設置補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者は、市内に居住している者若しくは市内に事務所、事業所等を有する法人又は団体であつて、市が指定する機種 of 個別受信機を設置しようとするものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、個別受信機本体の購入額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とし、1台につき2万円を上限とする。ただし、補助金は、市の予算の範囲内において交付するものとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、柳川市防災コミュニティ無線個別受信機設置補助金交付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(補助金決定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、内容を審査し、その適否を決定したときは、柳川市防災コミュニティ無線個別受信機設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(請求書の提出及び補助金の交付)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けたものは、個別受信機の設置完了後、当該個別受信機の購入に係る領収書の写しを添えて、柳川市防災コミュニティ無線個別受信機設置補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があつたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときその他市長が特に必要と認めたときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

以下、様式（第1号～第3号）省略

## 4-10 柳川市災害援護資金利子補給補助金交付要綱

平成24年9月26日

告示第127号

(目的)

第1条 この告示は、平成24年7月九州北部豪雨災害により被害を受け、柳川市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年柳川市条例第103号。以下「条例」という。）第12条の規定により災害援護資金の貸付けを受けた者が行う利子の償還に対し、災害援護資金利子補給補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、その者の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、平成24年7月九州北部豪雨災害により被害を受け、条例第12条の規定により災害援護資金の貸付けを受けた者で、当該災害援護資金に係る利子の償還を行った者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、条例第13条第2項に規定する災害援護資金の償還期間（支払猶予を受けた場合にあつては、変更後の償還期間。以下同じ。）内に補助対象者が償還した当該災害援護資金の利子に相当する額（災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第10条に規定する違約金に相当する額を除く。）とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、各年度末までに市長に柳川市災害援護資金利子補給補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 申請書には、償還を行った半年賦償還に係る利子の合計金額を証する書類を添えて提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、柳川市災害援護資金利子補給補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に対し通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助金交付請求書（様式第3号。以下「請求書」という。）を提出しなければならない。

2 市長は、請求書を受理した時は、速やかに補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 市長は、次に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 提出書類に虚偽の事項を記載したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により災害援護資金の貸付を受けたとき。
- (3) 償還金を滞納したとき。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。

以下、様式（第1号～第3号）省略

## 4-1-1 柳川市罹災証明書等交付要綱

平成23年3月31日

告示第42号

改正 平成24年7月27日告示第116号

令和3年6月9日告示第80号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の区域内で発生した災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（火災による被害を除く。）をいう。以下同じ。）の証明に関し、必要な事項を定めるものとする。

(証明の種類及び内容)

第2条 この告示に基づく証明の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれの証明の内容は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 罹災証明 災害による住家の被害について、その事実を市が確認することができる場合に限り、住家の被害の程度について証明するものをいう。
- (2) 罹災届出証明 災害により住家に被害が生じた場合又は住家以外の物に被害が生じた場合に、その事実を市長に届け出たことを証明するものをいう。

2 前項の証明には、被害額に係る証明を含まないものとする。

(証明の申請)

第3条 前条の証明を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、罹災証明・罹災届出証明申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、当該各号に掲げる書類のうち、添付することができないものがあるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 被害状況の写真
- (2) 被害場所の地図
- (3) 行政区長による被害確認書（様式第2号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、申請者（次項の規定による代理人による申請の場合は、代理人）は、運転免許証、旅券その他本人であることを示す書類を提示しなければならない。

3 罹災証明等の申請は、代理人によってすることができる。この場合においては、代理人は、委任状（様式第1号）を提出しなければならない。

4 前項後段の規定にかかわらず、代理人が申請者の配偶者、同居の親族若しくは血族二親等以内の者又は当該住家等に勤務する者である場合は、委任状の提出を省略することがで

きる。

(証明書の交付)

第4条 市長は、前条の規定による申請（以下この条において「申請」という。）があったときは、同条の規定により提出された書類（以下この条において「提出書類」という。）を審査し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める証明書を交付するものとする。

(1) 実地調査等により災害の事実を確認することができる場合 罹災証明書（様式第3号）

(2) 実地調査等により災害の事実を確認することができない場合 罹災届出証明書（様式第1号）

2 市長は、前項の規定により既に交付した証明書と同一の証明内容について申請があった場合において、提出書類の全部又は一部が必要でないと認めるときは、前条の規定にかかわらず、当該全部又は一部の提出書類の添付を省略させることができる。

3 罹災証明書は、災害を受けた日から1年以内のものに限り交付するものとする。ただし、当該日から1年を超えるものであっても、提出書類により災害の事実を確認することができ、申請の内容が正当と認められる場合は、この限りでない。

(様式の特例)

第5条 罹災証明書等の様式がその提出先において特に定められている場合には、当該様式への証明をもって前条第1項に規定する交付に代えることができる。

(再調査の申請)

第6条 罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書により証明された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、当該罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市長に対し、再調査の申請をすることができる。

2 前項の申請は、罹災証明書の交付を受けた者が、市長に対し、当該罹災証明書及び建物被害認定再調査申請書（様式第4号）を提出して行うものとする。

3 建物被害認定再調査申請書の提出については、第3条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、同条第3項中「様式第1号」とあるのは「様式第4号」と読み替えるものとする。

(手数料)

第7条 罹災証明書及び罹災届出証明書に係る手数料は、柳川市手数料条例（平成17年柳川市条例第61号）第5条第1項第5号の規定により免除するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月27日告示第116号）

（施行期日）

1 この告示は、平成24年7月30日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の柳川市り災証明書等交付要綱様式第1号で現に提出され、又は交付されているものは、改正後の柳川市り災証明書等交付要綱様式第1号とみなす。

附 則（令和3年6月9日告示第80号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の柳川市り災証明書等交付要綱様式第1号で現に提出され、又は交付されているものは、改正後の柳川市罹災証明書等交付要綱様式第1号とみなす。

以下、様式（第1号～第4号）省略

警報・注意報発表基準一覧表

令和4年5月26日現在  
発表官署 福岡管区気象台

柳川市	府県予報区	福岡県			
	一次細分区域	筑後地方			
	市町村等をまとめた地域	筑後南部			
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	29		
		土壌雨量指数基準	—		
	洪水	流域雨量指数基準	沖端川流域=4.3, 塩塚川流域=3.7, 二ツ川流域=2.9, 花宗川流域=12.5		
		複合基準 <sup>*1</sup>	沖端川流域=(13, 3.8), 矢部川流域=(13, 49.2)		
		指定河川洪水予報による基準	筑後川下流部[瀬ノ下], 矢部川[船小屋]		
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm		
	波浪	有義波高	2.5m		
高潮	潮位	3.5m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	17		
		土壌雨量指数基準	235		
	洪水	流域雨量指数基準	沖端川流域=3.4, 塩塚川流域=2.9, 二ツ川流域=2.3, 花宗川流域=10		
		複合基準 <sup>*1</sup>	沖端川流域=(8, 3.2), 塩塚川流域=(8, 2.9), 二ツ川流域=(8, 2.3), 矢部川流域=(13, 43.7), 花宗川流域=(14, 7.9)		
		指定河川洪水予報による基準	筑後川下流部[瀬ノ下], 矢部川[船小屋]		
	強風	平均風速	陸上	12m/s	
			海上	12m/s	
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
			海上	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ3cm		
	波浪	有義波高	1.5m		
	高潮	潮位	3.2m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥	最小湿度40%で、実効湿度60%				
なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上				
低温	夏期: 平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想された場合 冬期: 沿岸部で最低気温が-4℃以下または内陸部-7℃以下				
霜	11月20日までの早霜、3月15日からの晩霜 最低気温3℃以下				
着水・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃~2℃、湿度90%以上				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm			

\*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

## 5-2 気象庁震度階級関連解説表

### 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

## ●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## ● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## ● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## ● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ <sup>1</sup> や液状化※ <sup>2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ <sup>3</sup> 。
7		

※<sup>1</sup> 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※<sup>2</sup> 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※<sup>3</sup> 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## ● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

## 5-3 火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日

消防災第 267 号消防庁長官

**改正** 平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月第 166 号、平成 24 年 5 月 31 日消防応第 111 号、平成 29 年 2 月 7 日消防応第 11 号

### 第 1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

#### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

#### 3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生し

た地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれ著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

##### (1) 様式

###### ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

## 5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反對象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災 ((ア)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射

線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

## 2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3) 要救助者が5人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

### 3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第 17 条第 1 項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

### 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

#### (1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

##### ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

##### イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

##### ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- エ 雪害
  - (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
  - (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- オ 火山災害
  - (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
  - (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
  - (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

### 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

#### 1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災
  - 第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。
- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
  - ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。
  - イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
  - ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
    - (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
    - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
  - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
  - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
  - 第2の1の(2)のエに同じ。

- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

## 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

## 3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

## 4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

## 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

### <火災等即報>

#### 1 第1号様式（火災）

##### (1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

##### (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

##### (3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

##### (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

## 2 第2号様式（特定の事故）

### (1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

### (3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

### (4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

### (5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

### (6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

### (8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

### (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

### (10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

## <救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

### 3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

#### (1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

#### (2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

#### (3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

#### (4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

#### (5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

#### (6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

#### (7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

#### (8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
  - 不審物（爆発物）の有無
  - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

## <災害即報>

### 4 第4号様式

#### (1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

#### ア 災害の概況

##### (ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

##### (イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

#### イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

#### ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、

活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

(3) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

## 6-1 応援協定等一覧表

令和5年4月現在

協定名	協定先	締結年月日 (改訂年月日)	災害種別
(柳川市)			
福岡県消防相互応援協定	福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	H1. 3. 25 (H14. 8. 1) (R2. 4. 1)	全ての災害
災害時における福岡県市町村間の相互応援に関する基本協定	福岡県内の市町村	H17. 4. 26	全ての災害
柳川市、大木町消防相互応援協定	大木町	S37. 6. 26	全ての災害
筑後市、柳川市消防相互応援協定	筑後市	S34. 11. 15	全ての災害
消防組織法第21条に基づく柳川市および大川市間の消防相互応援協定	大川市	S42. 8. 1	全ての災害
福岡県柳川市及び福岡県みやま市の消防相互応援協定	みやま市	S47. 11. 20 (H22. 3. 1)	全ての災害
隣接常備消防相互応援協定	筑後市、八女地区、みやま市	S62. 3. 24 (H19. 1. 29)	全ての災害
佐賀空港周辺航空機災害消防相互応援協定	佐賀、中部広域連合、久留米広域市町村圏事務組合	H10. 3. 16 (H12. 4. 1) (H31. 3. 25)	その他
ガス事故防止に関する申し合わせ	九州電力(株)福岡支店柳川営業所、西日本瓦斯(株)	S56. 7. 28	火災、救急、救助、その他
河川工作物管理協定	柳川市消防団	H10. 7. 27	水害、火災、その他
災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定	福岡県、県内市町村	H17. 4. 26	全ての災害
災害時における防災活動等の協力に関する協定・協定覚書	柳川市建設業協会	H19. 4. 1	地震、風水害、津波、火災、その他
災害時における防災活動等の協力に関する協定・協定覚書	柳川市内建設業者3社	H21. 6. 1	地震、風水害、津波、火災、その他
災害時における復旧工事に関する協定・協定覚書	柳川市管工事協同組合	H20. 12. 5	台風、洪水、地震、その他
災害時における復旧工事に関する協定・協定覚書	三橋町管工事組合	H21. 12. 8	台風、洪水、地震、その他
災害時における復旧工事に関する協定・協定覚書	大和町水道指定工事店組合	H23. 9. 22	台風、洪水、地震、その他
柳川市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定・協定実施細目書	社団法人柳川山門医師会	H20. 11. 28	大規模災害、大規模事故等
災害時の後方医療施設である緊急集中救護所の指定	一般財団法人医療・介護・教育研究財団柳川病院	H21. 2. 20	大規模災害、大規模事故等
有明海沿岸道路における消防相互応援協定	大牟田市、みやま市、久留米広域市町村圏事務組合	H20. 3. 19 (H24. 1. 29)	全ての災害
常備消防相互応援協定	久留米広域市町村圏事務組合	H21. 4. 1	全ての災害
災害時における防災活動等の協力に関する協定	消防OB会	H22. 7. 8	全ての災害
柳川市における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局	H23. 10. 3	大規模な災害
災害時における協力に関する協定	日本郵便(株)かんぼの宿柳川(旧柳川簡易保険保養センター)	H12. 9. 29 (H23. 3. 1)	地震、その他の災害
水害等における一時避難施設としての使用に関する協定	金子病院、長田病院、柳川病院、大城医院、星子医院、柳川リハビリテーション学院、ハリウッド美容専門学校、杉森高等学校、(諸藤工業(株))	H25. 3. 22 (H26. 4. 1)	洪水、高潮又は津波の水害等

協定名	協定先	締結年月日 (改訂年月日)	災害種別
災害時における避難所施設利用に関する協定	伝習館高等学校、柳河特別支援学校、山門高等学校	H25. 5. 1	地震、風水害
災害時における物資の供給等に関する協定	㈱マミーズ、柳川農業協同組合	H25. 4. 1	風水害、地震、その他の災害
河川情報提供に関する協定	国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所	H26. 3. 13	水害
特設公衆電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話㈱ 福岡支店	H26. 8. 1	大規模な災害
災害時における地図製品等の供給に関する協定	㈱ゼンリン	H26. 9. 12	全ての災害
災害時における福祉避難施設としての要支援者受入に関する協定	ふるさとホーム、第二おやさと、よのもと、第二敬和苑、ありあけ園、エルンテハイム	H26. 12. 19	大規模な災害
有明圏域定住自立圏における災害時の相互応援協定	大牟田市、みやま市、荒尾市、南関町、長洲町	H27. 10. 27	全ての災害
災害発生時における柳川市と柳川市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便㈱柳川郵便局長	H27. 7. 10	全ての災害
災害時における福祉避難施設としての要支援者受入に関する協定	水郷苑、柳川やすらぎの里、シャンティ	H28. 1. 26	大規模な災害
水害等における一時避難施設としての使用に関する協定	ルートインジャパン㈱	H30. 4. 23	水害等
大規模災害時における復旧応援のための宿泊施設確保に関する協定	(ホテルルートイン柳川駅前)		大規模な災害
防災パートナーシップに関する協定	九州朝日放送株式会社	H30. 6. 11	全ての災害
災害時における復旧工事に関する協定、覚書書	柳川電気工事業協同組合	H31. 2. 28	台風、洪水、地震、その他
災害時における復旧工事に関する協定、覚書書	大川電気工事業協同組合	R2. 3. 24	台風、洪水、地震、その他
災害時における電気の保安に関する協定	一般財団法人 九州電気保安協会福岡支部	H31. 2. 28	大規模な災害
災害時における施設等の利用協力に関する協定	福岡法務局	H31. 2. 22	大規模な災害
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー㈱	H31. 5. 16	全ての災害
災害時における物資供給に関する協定	㈱グッデイ	H31. 5. 24	全ての災害
災害時における福祉避難施設としての要支援者受入に関する協定	第二白梅学園・第三白梅学園・養徳苑・健康荘・第1宝箱そらまめ	R元. 6. 24	大規模な災害
柳川市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書	社会福祉法人 柳川市社会福祉協議会	R2. 9. 1	大規模な災害
災害時の避難所の運営協力に関する派遣協力書	社会福祉法人 柳川市社会福祉協議会	R2. 11. 1	大規模な災害
災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	R3. 4. 12	全ての災害
(福岡県)			
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全国都道府県	H8. 9. 1	地震
九州・山口9県災害時相互応援協定	九州・山口9県	H7. 11. 8	全ての災害
九州9都市災害時相互応援に関する協定	九州・山口9県	H7. 12. 28	全ての災害
大規模な災害発生時における交通誘導その他警備業務に関する協定	社団法人福岡県警備業協会	H12. 1. 17	全ての災害

協定名	協定先	締結年月日 (改訂年月日)	災害種別
災害に関する対策のための放送要請に関する協定	日本放送協会北九州放送局、(株)福岡放送、九州朝日放送(株)、(株)ティー・エックス・エヌ九州、(株)九州国際エフエム、(株)テレビ西日本、(株)エフエム福岡、アール・ケー・ビー毎日放送(株)、(株)エフエム九州	S41. 10. 17	全ての災害
災害救助法に基づく県と日赤との救助業務委託契約書	日本赤十字社	H元. 12	全ての災害
災害時における医薬品等の供給に関する協定	福岡県医薬品卸業協会	H8. 8. 22	全ての災害
災害時における食糧供給協力に関する協定	(株)東筑軒、北九州駅弁当、クラウン製パン(株)、中屋フーズ(株)、(株)リョーユーパン、(有)菓舗だいふく	H7. 6. 30	全ての災害
災害時における県民生活の安定に関する基本協定	福岡県生活協同組合連合会	H9. 2. 6	全ての災害
災害時における支援・協力に関する協定	福岡県農業協同組合中央会	H9. 2. 6	全ての災害
災害時における物資供給協力に関する協定	食糧製造業者	H7. 6. 30	全ての災害
	コンビニエンスストア事業者	H18. 3. 28	
	九州百貨店協会	H8. 4. 30	
	(生活必需品等) 民間事業者	H18. 3. 28	
	(日用品(資材)等) 民間事業者	H18. 3. 28	
	福岡県購買販売農業協同組合連合会 福岡県園芸農業協同組合連合会	H9. 2. 6	
災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	リース事業者	H18. 3. 28	全ての災害
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	社団法人プレハブ建築協会	H7. 3. 24	全ての災害
災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定	社団法人福岡県 LP ガス協会	H15. 4. 1	全ての災害
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	公社) 福岡県産業資源循環協会	H15. 3. 27	地震等大規模災害
災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定	住宅金融公庫福岡支店	H17. 4. 1	全ての災害
福岡県災害派遣医療チーム(福岡県DMA T)の運用	福岡県災害派遣医療チーム(福岡県DMA T)	H20. 2. 1	全ての災害
災害時における物資(福祉用具)の調達及び供給に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会	H25. 10. 9	全ての災害
九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定	九州・山口9県	H25. 10. 22	大規模災害
災害時における愛護動物の救護に関する協定	公益社団法人福岡県獣医師会	H25. 10. 23	大規模災害
災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	福岡県行政書士会	H26. 12. 19	大規模な災害
災害時における福祉避難所等への介護福祉士の派遣に係る協定	公益社団法人 福岡県介護福祉士会	H27. 3. 16	大規模な災害
福岡県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	福岡県災害派遣福祉チーム(福岡県DWAT)	R3. 3. 24	大規模な災害
災害時及び感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関する協定書	福岡県清掃事業協同組合連合会 南筑清掃事業協同組合	H26. 2. 17	大規模な災害